

令和6年第2回由利本荘市議会定例会（6月）会議録

令和6年6月7日（金曜日）

議 事 日 程 第 2 号

令和6年6月7日（金曜日）午前9時30分開議

第 1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	11番	甫 仮 貴 子	議員
	15番	正 木 修 一	議員
	2番	小 川 幾 代	議員
	4番	佐々木 隆 一	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（21人）

1番	阿 部 十 全	2番	小 川 幾 代	3番	佐 藤 正 人
4番	佐々木 隆 一	5番	大 友 孝 徳	6番	松 本 学
7番	佐 藤 義 之	8番	佐 藤 健 司	9番	小 松 浩 一
10番	泉 谷 赳 馬	11番	甫 仮 貴 子	12番	堀 井 新太郎
14番	三 浦 晃	15番	正 木 修 一	16番	吉 田 朋 子
17番	高 橋 信 雄	18番	伊 藤 順 男	19番	高 橋 和 子
20番	渡 部 聖 一	21番	三 浦 秀 雄	22番	長 沼 久 利

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	湊 貴 信	副 市 長	佐々木 司
副 市 長	三 森 隆	教 育 長	秋 山 正 毅
企 業 管 理 者	三 浦 守	総 務 部 長	高 橋 重 保
企 画 振 興 部 長	阿 部 徹	市 民 生 活 部 長	遠 藤 裕 文
健 康 福 祉 部 長	小 松 等	産 業 振 興 部 長	齋 藤 喜 紀
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	今 野 和 司	建 設 部 長	原 敬 浩
教 育 次 長	熊 谷 信 幸	消 防 長	佐 藤 英 樹
総 務 部 危 機 管 理 監	渡 部 友 善	危 機 管 理 課 長	伊 藤 望
行 政 改 革 推 進 課 長	佐 藤 夏 樹	市 民 課 長	渡 部 淳 一
福 祉 支 援 課 長	渡 部 直 子	こども未来課長兼こどもプラザ館長	高 橋 千 明
長 寿 生 き が い 課 長	真 坂 輝 仁	農 業 振 興 課 長	三 浦 実
商 工 振 興 課 長	阿 部 良 博	観 光 振 興 課 長	佐 藤 徳 和
都 市 計 画 課 長	高 橋 和 幸	主幹兼学校教育課長	倉 田 和 人

議会事務局職員出席者

局	長	鎌田直人	次	長	齋藤剛
書	記	松山直也	書	記	高野周平

午前 9時30分 開 議

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は、21名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（長沼久利） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（長沼久利） 日程第1、これより、一般質問を行います。

なお、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

11番 甫仮貴子さんの発言を許します。11番 甫仮貴子さん。

【11番（甫仮貴子議員）登壇】

○11番（甫仮貴子） 皆様、おはようございます。今定例会において一般質問のトップバッターを務めさせていただきます高志会の甫仮貴子でございます。6月に入り、木々の若葉も色濃く、初夏を感じる爽やかな風が心地よい季節となりました。6月といえば、男女共同参画推進月間や歯と口の健康週間が思い浮かびますが、どちらにも共通して、誰もが尊厳を持って自分らしく健康に暮らすために欠かすことができないものと言えるかと思います。あきたF・F推進員として、また歯科衛生士としても、これらの推進に努めてまいりたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので通告に従い、大項目4点について質問させていただきます。

大項目1、持続可能な魅力あるまちづくりを目指して、中項目（1）本荘公園の価値を最大限に生かすために、小項目①入部400年事業にちなむ本荘公園のさらなる魅力の発信を。

本市の中心部に位置する本荘公園は、本荘城跡に整備された城址公園です。春先には1,000本のソメイヨシノが咲き誇り、その後ほどなくして1万株とも言われる色とりどりのツツジが多く訪れる人の目を楽しませてくれます。かつてあった本荘城は、土居や土塁・堀で周囲を巡らせた土塁の城としても知られ、日本有数の土塁の名城とも伺っております。その城跡を公園として活用した本荘公園は、最上層の本丸で標高が25メートルあり、広く市内を眺望できる本丸休憩施設本丸の館、本丸体験学習施設修身館が整備され、二の丸、三の丸には遊具や広場などを配置するなど、魅力あふれるすばらしい公園でありながら、その魅力を十分に発信できていないように感じられます。

昨年度は、入部400年記念事業が実施されるなど、本荘城主六郷氏らをはじめ、広く

内外にその歴史的価値や本荘城址の存在を知らしめ、本市市民のみならず、全国各地で多くの方が由利本荘市に関心を寄せたこととっております。せっかくこのようなすばらしい記念事業をしたのですから、ぜひ、この機運を逃すことなく、歴史文化を発信する学びの場として、また、本荘公園の自然や庭園を生かした市民や観光客に向けた観光の拠点として、もっと魅力を引き出し発信していただきたいと思います。今後のさらなる活用は考えておられますか。お伺いいたします。

大項目 1、中項目（1）、小項目②みんなが行きたくなる公園に。

しかし、本荘公園を見回すと、花より雑草が生い茂る花壇であったり、どこかに続いているようだが、やぶが深く入ることがためられる小道、石垣や石段の隙間から無数に伸びる雑草など、本市に誇る歴史的価値のある公園としては大変もったいないことと感じております。また、公園には市民の憩いの場として安らぎを与える場所であってほしいものです。

かつて、一般質問で公園施設の維持管理についてお伺いした際、本荘公園については、年 3 回の草刈り作業と業者への業務委託にて芝生や樹木の維持管理に努めているというふうに伺っております。もちろん厳しい財政の中、草刈りの回数をさらに増やしてほしいなどというつもりはございません。広い面積と複雑な地形を有する本荘公園は、一度にきれいにしようとしても簡単にできるものではありません。花壇や狭いところまでは十分な手入れが行き届いていないように感じます。

これからは、様々な場面において行政の行う公助だけでは立ち行かなくなっていくことが想定されます。これまでどおり斜面や樹木の剪定など専門性の高い部分は従来どおり業者にお任せすべきと考えますが、花壇や手の届く範囲の草刈り、ごみ拾いなど、子吉川や本荘マリーナのクリーンアップのように環境美化の活動の一環として市を挙げて取り組むことはできないものでしょうか。お伺いいたします。

大項目 1、中項目（2）まちの景観を保つために。

皆さんは、割れ窓理論というのを御存じでしょうか。これは、環境と犯罪の関係性を示した理論として知られており、例え話として、1 枚の割られた窓を放置することで、次々と別の窓ガラスも割られ、ついにはまち全体が荒廃するというものです。また、これに似た事例で、まちの中の落書きを放置することで、人々はすさんだまちと感じ、落書きがさらに落書きを呼び、ちょっとした乱れにも鈍感になり、治安や環境が悪化するというふうに言われております。

ほんの僅かでも乱れた状態を放置しないことが、本市のまちとしての価値を高め、地域環境を守るためにも重要というふうに思われます。道路脇に生い茂る雑草の放置、道路脇の草むらや斜面などに投げ捨てられた空き缶やごみの入ったビニール袋、荒廃した環境では、さらに環境悪化が進むように思われます。

こうした光景は、景観維持の観点からのみならず、子供たちの育つ教育環境の観点からも放置しておいてはいけない、当たり前ではないという意識を持つことが大切と考えます。

本市では、平成 17 年に住みよい環境づくり条例というものが制定されておりますが、そこには、市の責務として、環境美化の促進と良好な環境の保全に関する施策を実施する責務を有する。また、市民の責務としては、良好な環境が保全されるよう自ら努める

ほか、清掃活動や環境美化の促進の実践活動に積極的に参加するとあります。

例えば、住民自治活動支援交付金のように一定区域の自治会や町内会に限定されるものではなく、市民が広く自分たちのまちや環境を美化する活動を支援する施策は考えられません。お伺いいたします。

大項目 2、誰もが安心して健康に暮らせるまち由利本荘に、中項目（1）健康由利本荘21計画（第3期）について、小項目①歯科保健に関わる本市の課題はについてお伺いいたします。

歯と口腔の健康は、言うまでもなく全身の健康に直結するものです。歯周病とは、歯と歯茎の周囲の歯周ポケットにプラークなどに含まれる細菌が侵入、増殖し炎症を引き起こし、ついには歯を支える歯槽骨や歯茎まで症状が及び歯の喪失につながる恐ろしい疾患です。厚労省の実施する歯科疾患実態調査においては、成人の約七、八割が罹患していると言われております。初期の段階では、自覚に乏しく症状が見えにくいサイレントディジーズとも言われ、定期的に健診や予防歯科の実施が発症を防いだり進行の抑制をすることにつながります。

また、近年は、歯周病菌が血流とともに全身に行き渡り口腔以外の健康にも悪影響を及ぼすということが分かっており、糖尿病をはじめとする生活習慣病、動脈硬化、それに伴う心疾患や脳血管疾患にも関与していると言われております。

健康由利本荘21計画（第2期）の最終評価では、定期健診を受けるという人の割合は33.4%、10年前の計画当初の17.9%から15%ほどしか受診率が上がっておりません。県や国の今後10年の目標は95%となっておりますが、本市の最終評価の目標値36%の根拠はどこから来ているのかについてお伺いいたします。

現代は、スマホが一つあれば世の中の欲しい情報がすぐ手に入り、健康に関する知識や意識も向上してきていると思いますが、市民に対して行ったアンケートからもお分かりのとおり、健康づくりに関心の薄い層が一定数存在することが分かります。そうした層を引き上げ、市民全体の健康意識の向上を図り、さらなる歯科保健事業の拡充が必要と思われるが、お考えをお伺いいたします。

大項目 2、中項目（1）、小項目②歯周疾患検診の実施を。

今、国を挙げて取り組んでいる地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援という目的の下、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援とサービス提供体制の構築を目指し推進されております。そうした社会の実現には、幼少期からの健康観の醸成と健康づくりの意識が不可欠であることと同時に、行政に求められる果たすべき役割として、各ライフステージに応じた健康増進に関する正しい知識の普及と啓発が重要であると思われま

す。WHOの研究によると、糖尿病やアルツハイマー型認知症、脳卒中とともに齲蝕や歯周病、歯の喪失などの口腔疾患が健康寿命を喪失させる10大原因の一つとも言われております。

そこで、口腔の健康が全身の健康に有意に関係性があるということも踏まえ、自分の口腔の状態を知ると同時に健康観の醸成という観点から、県内のほとんどの市町村において実施されている歯周疾患検診を本市においても実施してはと思いますが、見解をお伺いいたします。

大項目 2、中項目（2）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業は、地域の実情に合わせ市が主体となり実施しているものであります。市は、健診データ、医療レセプト、介護レセプトから一人一人の健康状態を把握し、地域の健康課題を整理、分析し、健康寿命の延伸に資する事業を計画し実施するとあります。これらデータから分かる本市の75歳以上人口における健康課題にはどのようなものがございますか。お伺いいたします。

また、糖尿病をはじめとする生活習慣病は、歯周病など口腔の健康と密接に関わっていると言われております。歯周病は、糖尿病の第6の合併症とも言われますが、歯周病になると糖尿病の症状も悪化するという相互の関係性が明らかになっております。本事業における糖尿病あるいはその他歯周病が関わりとされる疾患への罹患の割合はどの程度認められますか。お伺いいたします。

また、そうしたことより糖尿病性腎症重症化予防事業や生活習慣病重症化予防事業にも歯と口腔の健康が密接に関係すると思われそうですが、現行では歯科口腔保健の観点からのアプローチは十分に行っていないように感じられます。今後、歯科口腔保健を加味した事業展開はなさらないのでしょうか。お伺いいたします。

大項目2、中項目（3）介護予防、フレイル予防のさらなる推進を。

先月の厚労省の発表によりますと、2024年度から2026年度は65歳以上の高齢者が支払う介護保険料が全国平均で月額6,225円となり、2000年の制度開始当初の2.1倍になったと報じられました。介護保険料の上昇は、本年度の介護報酬の増額改定や要支援・要介護認定者数の増加も一因と見られます。

全国の1,573の市町村と広域連合の保険料を前期と比較すると、712か所が引上げ、585か所が据置き、276か所が引下げとなりました。2025年には団塊の世代が全員75歳以上となり、さらに高齢者人口の増加のピークを迎える2040年には、介護サービス需要は今以上に増え、今後ますますの社会保障費の上昇が予想されます。

県内では、本市を含む7か所において介護保険料が増額し、本市とにかほ市から成る本荘由利広域市町村圏組合では、月額平均6,800円となりました。年額では8万1,600円もの金額となります。様々な物価が上昇する中、市内に住む高齢者の方々からは、「年金でやっと暮らしているのにまたか」という諦めに似た声も聞かれます。物価上昇が止まらない中、将来の不安を感じる方も多いように感じられます。

本市で取り組める保険料上昇の抑制には、市民一人一人が何をすべきかという問題意識の醸成が不可欠であり、また行政と医療、介護をはじめとする多職種が連携し、市民の健康寿命の延伸を目指すさらなる取組が必要と思われそうですが、これからの取組など、見解をお伺いいたします。

大項目 3、小学校の統合や移転後の旧校舎、跡地の今後は、中項目（1）旧矢島小学校についてをお伺いいたします。

令和6年4月23日、県内初の小・中・高一体型の新たな校舎として新築移転した矢島小学校の竣工式が華々しく執り行われました。旧矢島小校舎は、公共施設等総合管理計画や学校環境適正化基本計画の下、廃止となり、現在地への移転改築となりました。

1972年に完成し、約52年にわたり矢島地域の子供たちの成長を見守ってきた矢島町城内の旧校舎は、その役割を終え、今は訪れる人もなくひっそりとたたずんでおります。

旧校舎敷地は、市指定史跡である八森城址の一角でもあり、付近には当時の城跡の面影を残すお堀や橋などの遺構も存在しており、周辺地域一帯を含め大変歴史的価値のあるものと思われます。

地域の方々からは、旧校舎を含めた跡地の今後について何も周知がなく、どのようになっていくのか分からないといった声も多く聞かれます。また、同時にこれを機に歴史的価値のある同地域を活用できないものだろうかとの声も伺っております。

今後の旧校舎、跡地の今後について、庁内では方向性が考えられていると思いますが、現時点での今後の方針についてお伺いいたします。また、地域住民との双方向の話し合いなどはございますか。お伺いいたします。

大項目 3、中項目（2）本荘地域学校再編後の鶴舞小、小友小、子吉小についてをお伺いいたします。

同様に本荘地域の学校再編に伴い、統合後に空き校舎となる鶴舞小、小友小、子吉小について、今後の見通しと方向性についてお伺いいたします。

それぞれの現校舎については、建物の老朽化や敷地の所有関係など様々な背景があり、校舎の役割を終えた後の利活用についてはそれぞれに事情が異なることと思います。

新校舎の建築や開校に向けて準備が進む中、ついそちらばかりに目が行きがちではありますが、長きにわたり地域とともに歩んできた旧校舎の行方と跡地の利活用について、方向性を周囲に示していくことも必要なことと思われます。

新統合小学校の令和 8 年 4 月の開校まであと僅かとなりました。当局の今後の方向性についてお伺いいたします。

大項目 4、地域を支える仕組み町内会の今後について。

集落・自治会・町内会などの地域コミュニティは、地域社会において、また環境整備や災害時の近隣住民の助け合いなど、様々な重要な役割を担っております。また、行政にとっても回覧や広報の配布といった情報の伝達、ごみステーションの設置や維持管理といった行政だけでは、細かに行き届かせることが難しいことについても協力をいただける大切な組織であると言えます。

昨年、大館市において 2 つの町内会が相次いで解散したとの報道がありました。住民自治の在り方について現代の課題が顕在化したように思われ、本市においても他人事ではない問題と危惧しております。

実際に、町内会の運営を支える方や支えていた方々の声を聴く機会がございましたが、町内会に所属しない世帯や退会者の増加、また、役員の成り手がなかなか見つからないことなど、課題も多様になってきているように思われます。

市では、転入や他町内に引っ越しの際、町内会の役割を示した町内会加入のお勧めや住まう地域の町内会長の連絡先などのお知らせを配布したり、自治会運営の方々に向けては地域コミュニティサポートの窓口を設置するなど、地域自治組織の支援を行っております。しかし、様々な地域自治組織の課題解決について情報共有し、協議する機会が少ないとの声も伺います。また、引継ぎが十分なケースばかりではなく、新たな担い手として自治会運営の役割を担っても、市や他町内会との双方向の情報共有や意見交換の機会が少ない、分かりにくいといった声も聞かれます。

他自治体では、金銭的支援だけでなく町内会についての情報や意見交換のポータルサイトを設置するなど、運営や相談といったソフト面での支援の拡充に取り組んでおりますが、本市では町内会の維持や存続に向けたさらなる取組を考えていらっしゃいますでしょうか。お伺いいたします。

以上、大項目４点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

【１１番（甫仮貴子議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、甫仮貴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１、持続可能な魅力あるまちづくりを目指しての（１）本荘公園の価値を最大限に生かすために①入部400年事業にちなむ本荘公園のさらなる魅力の発信をについてお答えいたします。

本荘公園は、最上氏家臣の本城満茂により築城された城址を史跡公園として、その特色を生かし、歴史的景観を保全するとともに、日常的に市民が歴史を学び、憩えるよう整備された16.1ヘクタールもの広大な面積を持つ都市公園となっております。

また、昨年は六郷政乗が1623年に居城してから400年の節目であったことから、本丸や大手門に解説看板を設置するなど、記念事業に合わせて公園内の整備を実施したところであり、本荘城の城址公園としての歴史を広く周知できたものと考えております。

公園は、日頃から二の丸の遊具で遊ぶ親子連れや遊泳館の利用者、ウォーキングや犬を連れて散歩する方など多くの市民の皆様にご利用いただいているほか、菖蒲カーニバルなどのイベントの開催や、先日は県内外のプロ・アマシンガーソングライターが集った音楽イベントが開催されるなど、にぎわいの創出にも活用されております。

また、観光協会による本荘さくらまつりの開催や、本荘まち歩き案内人の会による歴史巡りコースの立ち寄りスポットなどにも活用されており、観光客を引き寄せる魅力も持ち合わせていることから、市といたしましても観光スポットの一つとして捉え、公園の見どころを観光情報として様々なメディアを通して発信しているところであります。

さらに、公園内には、本荘のまちの歴史や文化を学べる施設として修身館や憩いの場としての本丸の館もあり、年間を通して市民の学習や交流の場として広く利用されております。

今後も、公園内の草刈りや園内の誘導表示の設置など、利用者の目線に立った公園の維持管理を行うとともに、修身館では地域の歴史や文化に触れる展示の充実を図りながら、豊かな自然や歴史ある本荘公園の四季折々の魅力を新たな工夫を加えて発信し、市内外を問わず多くの方々に利用していただけるよう努めてまいります。

次に、②みんなが行きたくなる公園にについてお答えいたします。

御質問にありましたとおり、本荘公園につきましては、職員の直営作業により年３回の草刈り及び管理業務委託により広場の芝生の管理や桜、ツツジなど樹木の維持管理を実施しているところであります。

また、本丸、二の丸の花壇につきましては、毎年秋にはチューリップの球根を植え、観桜会時には桜と同時に開花し、来園者に楽しんでいただいております。その後、

チューリップの球根を掘り起こし、マリーゴールドなどの一年草を植え、来園者が楽しめるようにしておりますが、例年、花が隠れるほど雑草が繁茂するため、昨年から防草シートで対策を講じ、改善が図られており、今後も適宜状況を確認し管理してまいります。なお、チューリップにつきましては、花が終わった後に球根の育成のため期間が必要なことから1か月程度雑草が多い状況にありますので、その対策を研究してまいります。

現在、公園の環境美化については、市の維持管理に加え、企業や学校などによるクリーンアップ、トイレなどの施設への塗装や桜への追肥作業等のボランティア活動を行っていただいております。今後も自主性や主体性を尊重し、各種団体による活動を積極的にサポートしてまいります。

いずれにいたしましても、市による維持管理のみでは行き届かない点もあることから、公園利用者や市民の皆様の力もお借りしながら、その取組の輪を広げてよりよい公園となるよう努めてまいります。

次に、（２）まちの景観を保つためにについてお答えいたします。

市では、住みよい環境づくり条例に基づき、市民の環境美化活動に対する支援の一環としてクリーンアップを実施する町内会や職場、サークルなどを対象に、専用ごみ袋を提供しているほか、依頼に応じてクリーンアップ実施後のごみの回収を行っております。昨年度は、490件のごみ袋の提供と473件の回収を実施しており、毎年御利用いただいている方もいることから、この制度が定着してきているものと捉えております。

また、市民の皆様による植栽、道路や河川の草刈り、公園や散策路の整備などの活動に対しましては、地域づくり推進事業補助金や環境整備活動推進事業費補助金、ともしび元気プログラム事業補助金などの制度があり、広く地域の環境美化活動に活用いただいているところであります。

市といたしましては、こうした制度のさらなる周知に努めながら、引き続き市民の環境美化活動を支援してまいります。

次に、２、誰もが安心して健康に暮らせるまち由利本荘にの（１）健康由利本荘21計画（第３期）についての①歯科保健に関わる本市の課題はについてお答えいたします。

本年度スタートした第３期健康由利本荘21計画における定期歯科健診を受ける人の割合の目標値については、第２期計画の最終評価において計画期間を通して実施してきた歯科保健事業が一定の成果を上げてきているものと評価できたことから、実績値に１割程度を積み増した36%と設定したものであり、令和12年度の間評価の際に、実績に応じて目標値を見直すこととしております。

なお、本市の計画の目標値は、無作為抽出した15歳以上90歳未満の市民のうち回答のあった667名の意識調査の結果を基に設定しておりますが、国、県は対象者の抽出など調査の手法が本市とは大きく相違しており、おのずと目標値の設定も異なるものと考えております。

意識調査においては、健康づくりへの意識が低いと思われる健康無関心層が各年代に見られ、中でも歯科保健分野では定期的に歯科健診を受けている人の割合が、20代男性で23.5%、30代男性で9.5%となっており、若年男性の歯と口腔の健康づくりに関する意識が低い傾向にあることがうかがえます。

市といたしましては、引き続き歯科医師会や関係機関との連携を図りながら、妊婦や乳幼児の歯科健診、保育園等や小中学校でのフッ化物洗口を推進するほか、様々なイベントを通して若年男性を中心とした健康無関心層への啓発活動を充実させるなど、幼少期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない歯科保健事業を推進してまいります。

次に、②歯周疾患検診の実施をについてお答えいたします。

生涯を通した歯と口腔の健康を実現していくためには、幼少期から高齢期まで切れ目なく歯科健診を受診することが重要であります。妊婦や乳幼児、児童生徒の歯科健診は、母子保健法等の規定に基づき実施されておりますが、本市では、高校卒業以降に義務づけられた定期的な受診の機会がなく、個人の判断に任せられている状況にあります。中でも、働き盛りの世代は、仕事・家事・子育て・介護などで多忙な生活を送っていることから、受診が後回しになることが懸念されます。

市では、引き続き広報や保健事業において、歯と口腔の健康管理と定期的な歯科健診受診の必要性を周知するとともに、齲蝕や歯周病などの予防と早期発見につながる健康増進法に基づく、歯周疾患検診の実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、（２）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてにお答えいたします。

本市における後期高齢者の健康課題といたしましては、健診受診率が低いこと、ヘモグロビンA1cや空腹時血糖、血圧で何らかの異常が認められた方の割合が国や県より高いこと、フレイル傾向にある方が多く、平均自立期間も国や県より短いことが挙げられます。市といたしましては、これらの課題解決に向け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業により、対象者に寄り添った細やかな訪問指導等を行っているところであります。

次に、糖尿病あるいは歯周病が関わりとされる疾患への罹患割合につきましては、糖尿病では、令和6年3月時点のレセプト分析で、本市の後期高齢者医療被保険者全体に対して、脳血管疾患が4.7%、虚血性心疾患が4.6%、糖尿病性腎症が1.8%、糖尿病性網膜症が0.9%などとなっております。

また、歯周病が関わる疾患の罹患割合は集計ができないことから把握できておりませんが、令和4年度秋田県全体の生活習慣病受診状況では、歯周病関連受診者が高血圧症や脂質異常症、糖尿病などでやや高めの受診割合となっており、ほかにも歯周病と様々な疾患との併病が見られます。

こうした状況を踏まえ、本事業の歯科口腔保健分野においては、現在実施しているオーラルフレイルの危険度が高い方への歯科衛生士や保健師による訪問指導等を今後も継続するとともに、各種支援内容につきましても、引き続き関係団体と連携を図りながら、保健・介護の両面からより効果的な支援を実施し、高齢者の健康課題の解決と健康寿命の延伸に努めてまいります。

次に、（３）介護予防、フレイル予防のさらなる推進をについてお答えいたします。

市では、高齢者が健常な状態を維持するために重要な栄養、運動、社会参加の要素を多分に含んだ地域ミニデイサービス事業やフレイル予防教室、各種介護予防教室の実施のほか、今年度スタートした第9期高齢者保健福祉計画において、在宅医療・介護連携

推進事業の推進など、高齢者が健康と自立を保つために有効な事業のさらなる展開を予定しております。

また、高齢者に必要なサービスが包括的かつ継続的に提供される体制づくりを目指した医療・介護等に関わる多職種を委員とする地域包括ケア推進委員会を設置し、多様な意見の交換を行いながら職種を越えた連携を深めてきたほか、市民や医療、介護事業者などを対象とした研修会や講演会の開催を通して、介護予防やフレイル予防の重要性を広く周知し、市民の健康づくりに関する意識の醸成を図ってまいりました。

引き続き、関係機関との一層の連携強化や介護予防事業等の取組の充実に努め、健康寿命の延伸、ひいては、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるような由利本荘市を目指してまいります。

次に、3、小学校の統合や移転後の旧校舎、跡地の今後については（1）旧矢島小学校について、（2）本荘地域学校再編後の鶴舞小、小友小、子吉小については関連がありますので、一括してお答えいたします。

旧矢島小学校の校舎は、昭和46年に建築したもので、これまで大規模改修や耐震補強工事などを実施しながら使用してまいりましたが、建築から50年以上経過し、老朽化も著しいことから、解体する計画としております。解体後の敷地については、市指定史跡である八森城址内にあることを踏まえつつ、周辺にある市有地と合わせて一体的に活用策を今後検討していく必要があると考えております。

また、本荘地域の学校再編により、令和8年4月に空き校舎となる鶴舞・小友・子吉小学校の、鶴舞と子吉小学校については、敷地が有償の借地であり、校舎の老朽化も進んでいることから、閉校後は校舎を解体し、土地を返却する計画としていただいております。小友小学校につきましては、市有地にあり、校舎についても利活用が可能なことから、地域の方々の御提案やアイデアなどを踏まえながら、様々な活用策の検討を進めるとともに、民間の事業所などにより利活用の提案があり、その提案が地域振興に資すると認められる場合は、空き公共施設利活用促進条例を適用し、使用料の減免などの配慮を行ってまいります。

市といたしましては、閉校となった学校跡地は新たな地域振興の側面を持った大切な資産であると考えておりますので、地域の皆様への説明や御意見を伺う機会を設けながら、その地域にとって最適な利活用が図られるよう努めてまいります。

次に、4、地域を支える仕組み町内会の今後についてにお答えいたします。

町内会は、日常生活における見守りや災害時の助け合いなど、地域の安全・安心の確保のほか、環境美化活動や親睦会の開催など、住みやすい地域を住民自らの手でつくり上げていくための重要な組織であります。また、市の業務の中には、ごみの収集や道路側溝の清掃など、町内会との連携や協働により行う住民生活に密着したものもあることから、一人でも多くの方に町内会に加入していただくことが大切であると考えております。

共助の要である町内会への加入率の低下は、コミュニティー機能の減退につながるものであることから、各町内会において個別に加入の働きかけを行っていただいているほか、市でも窓口で転入者に対して町内会長の連絡先や町内会の役割に関するチラシをお渡しするなど、加入促進を後押ししているところであります。

このほかにも、町内会が安定的、継続的に運営されていく上で必要な役員等の人材確保や町内会活動への参加率の低さなど多くの課題を抱えておりますが、市としては、今後ともそれぞれの町内会において、自主的に環境美化活動やレクリエーションなど地域特性を生かした多様なコミュニティー活動が展開されるよう支援してまいりたいと考えており、そうした活動を通して町内会の存在意義を発信していくことを期待しております。

昨年開催した地域づくり推進フォーラムにおいては、町内会活動の活性化の参考になるよう、東京都立川市大山自治会相談役の佐藤良子氏から、町内会活動の先進事例を御講演いただいたところであり、女性役員の登用や行事を戸別訪問により案内するなど、町内会の活性化に向けた大変示唆に富んだお話がありました。

また、町内会同士の情報交換につきましては、町内会長または行政協力員により、地域ごとに組織された連絡会等において、町内会が抱える課題について話し合う機会が設けられており、市職員も出席し意見交換を行っているほか、市のホームページでは、町内会の活動内容を紹介するとともに、町内会加入促進や地域の困り事の解決事例などを掲載しており、町内会活動の参考にさせていただいております。

市といたしましては、今後も町内会の維持存続に向け、一人でも多くの市民の皆様が、自分がお住まいの地域に関心を持っていただき、住みよい地域づくりに参画していただけるよう、引き続き町内会の意義や活動内容について広く情報発信を行うとともに、町内会の課題について相談があった場合も、それぞれの町内会の成り立ちや運営方法など様々な形態を考慮しながら、解決に向けて支援してまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん、再質問はありますか。

○11番（甫仮貴子） 大変御丁寧な御答弁いただき、ありがとうございました。幾つかについて、再質問させていただきたいと思います。

大項目1、持続可能な魅力あるまちづくりを目指して、中項目（1）本荘公園の価値を最大限に生かすために、小項目①入部400年事業にちなむ本荘公園のさらなる魅力の発信をについてお伺いいたします。

昨年度に行われました入部400年事業は、大変すばらしい事業だったというふうに思っております。事業自体は、昨年度で終わりだったということですが、せっかく広く知られたということで、今後とも世界に向けて自信と誇りを持って由利本荘市の魅力を発信していくと市長もおっしゃっております。いろんなイベントをされているのですが、いま一度PRの仕方というか、市民はもとより、広く発信することができないか、ちょっともったいないと思っております。

そこら辺について、お考えをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、去年の入部400年事業では大変多くの皆さんにおいでいただきましたし、1年を通していろいろな事業に入部400年という冠をつけさせていただいたこともあって、多くの市民の皆さんにも関心を持っていただけたなというふうに思っています。

その一つとして、六郷氏がここにいたということで、本荘公園にもかなり多くの皆さんにおいでいただきました。先ほど答弁でも述べましたが、私も、本荘公園については広大な面積もありますし、大変すばらしい公園であると認識もしております。市長室からもよく見える場所でありまして、桜の時期だけではなくて、いろいろな花等についても関心を寄せているところであります。

去年は新型コロナウイルスが５類になったということもあって、いろんなイベントができるようになりまして、観桜会にも多くの皆さんに来ていただきました。そうしたイベントの開催について、先ほどちょっと触れましたけれども、先般も民間の皆さんがやったイベントもありました。これからもそうしたイベントなんかには、しっかりと後押しできるものはもちろんしますし、宣伝なんかもしっかりとしていきたいと思えます。様々な部分でぜひ、利活用をしてほしいということはお話ししていきたいと思えます。

また、来ていただいた方があまりがっかりされないように、いろんな意味で丁寧な、できる限りの対策を取りながら、きれいな公園としてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。そのように、せっかくの立派なすばらしい公園だと思います。公園もさることながら、体験学習施設の修身館というのにも、非常に立派な資料など貴重なものが展示されていたりします。先ほど御答弁の中で、誘導表示などもつけてくださるということでしたので、そうした人が行きやすい、こっちに行けばこういうのがあるとか、分かりやすく、広く今後も入部400年事業のイベントも生かしつつ、市内外にPRしていただければというふうに思っております。

続きまして、大項目1、中項目（1）、小項目②みんなが行きたくする公園にについてお伺いいたします。

先ほどお話がありましたように、職員の皆様や業者さんによって草刈りなどを行っていただいているとのこと。私の質問の中にもあったように、非常に広大な土地ですし、入り組んだ部分も多いということで、そこに地域のボランティアの方だとか団体などの人たちが広く協力してくださっているという側面もあるというふうに伺って、ほっとしたところです。

その人たちは別に誰かに言ってほしくてやっているのでは、もちろんないのですけれども、そうした活動が御好意でございましたと、どちらかに表示してくださることで、またさらにそういった機運が上がっていくのではないかなとも思えます。そうした精神の醸成というのも、市だけでは立ち行かない部分もこれから非常に増えてくると思えますので、何かそうした協力ができる方法があればと思いますが、そこについてお伺いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） おっしゃるとおり、今、実際も市だけではなくて、多くのボランティアの皆さんに大変お力添えいただいております、大変感謝しているところであります。

甫仮貴子議員の御指摘のようにそうした活動を広くPRすることによって、また、そ

の方々だけではなくて、新たにそういった思いを持たれる方もおられるのではないかと
いったお話でありますので、その辺も少し研究してみたいと思いますが、それについて
建設部長から追加で答弁させます。

○議長（長沼久利） 原建設部長。

○建設部長（原敬浩） ただいまの甫仮貴子議員の再質問にお答えいたします。

これまでも、例年ボランティア活動というのは各団体において作業していただいておりますが、コロナ禍という状況もあって一時的に途切れた時期もございました。昨年は、4団体から御協力いただいて、先ほど市長が答弁したようないろいろな活動をしていただいているというところであります。

また、小項目①の魅力の発信とも関わりますが、確かにホームページの中では、公園全体の案内というような形でしかまだありませんでしたので、こういったボランティア活動をしていただいた内容についても広く周知できればというふうに思っておりますし、さらにその輪が広がるという形にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長沼久利） 11番甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。そのように市を挙げて、そうした機運が高まっていくといいなというふうに思っております。

続きまして、大項目1、中項目（2）まちの景観を保つためにについてお伺いいたします。

市のほうでは、ボランティアで草刈りなどをなさってくださる市民の方に向けて、専用のごみ袋などを提供して下さっているということです。私も地域の草刈りをしたことがあります。刈った後の草が袋に入らなかったり、とても大変なことがございます。そうしたところを回収して下さったりというのは、大変ありがたいことだと思います。

やっってくださいとはいいにくいものかもしれませんが、こうしたこともできますと周知することも大切かなというふうに思っております。そうした窓口や、何かホームページに書いていたりしたものでしょうか。お伺いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、市民生活部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 遠藤市民生活部長。

○市民生活部長（遠藤裕文） ただいまの再質問にお答えいたします。

周知の方法ということですが、例えば本荘地域でありますと、一斉清掃の際のチラシのほうに、このクリーンアップ用ごみ袋の配布について記載しているところであります。

このごみ袋の利用促進に向けての周知の方法につきましては、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（長沼久利） 11番甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。クリーンアップのときにごみ袋をくださるものというふうに思っていて、こうした普段の日常の中での草刈り作業にもそれが該当するというのも、広く知らせていただけると、なお、ありがたいと思います。あと、

回収のことなどについても、併せて御案内いただければ大変ありがたいのかなと思っております。

続きまして、大項目 2、誰もが安心して健康に暮らせるまち由利本荘に、中項目（1）健康由利本荘21計画（第3期）について、小項目①歯科保健に関わる本市の課題はについてお伺いいたします。

本市の歯科健診を受ける割合の目標値というのが、国とか県に比べて低いというのが、ちょっと気になったところでお伺いした質問です。

令和12年度に中間評価をして、そのときに数値が変われば、また新たな目標値を設定するということで承知しておりました。アンケートの結果から目標値が導き出されたということですが、やはり、もっと上がるように今までの広報だとか、いろんなホームページなどでPRしている部分もあるとは思うのですけれども、それでは足りないということだと思います。

そこについて、自発的にというのが一番いいと思いますけれども、もうちょっと積極的な関わりを持って、受診率を上げていく工夫などは考えられませんかでしょうか。お伺いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただいた目標値。国、県のとは抽出方法など全く考え方が違うものですから、うちのほうは第2期計画の結果を基に割と進んだということで、今回、第3期は36%、第2期よりも約1割ほどアップをさせたということでありました。

いずれ、その36%の目標値が、高いか低いかということももちろんあるんですけども、しっかりと第2期よりは伸びているということもあって、その方向でまず進めていこうとは考えております。

詳細は、健康福祉部長から答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

歯科健診等の普及啓発という御質問かと思いますが、まずは、先ほど答弁にもありましたとおり、無関心層へのアプローチが大切であるというふうに考えてございます。そういったことで、広報に関しては、現在、歯科医師によりますコラム、お口の健康情報ということで年4回掲載をさせていただいております。

また、先ほどのお話にもありましたけれども、今、歯と口の健康週間でございます。6月4日から6月10日ですね。それから、いい歯の日が11月8日でございますので、そういったところに合わせまして、ホームページ、それからSNS等で発信をしております。

また、機会を捉えまして、特定保健指導、集団健診、それから講演会等でチラシの配布も検討してございます。様々な健診を市のほうでやってございますので、その機会にもチラシの配布、特に、妊婦の歯科健診を行っておりますが、その際に旦那さん向けにということでチラシの配布も検討しているところでございます。

甫仮議員にも御協力いただいておりますが、健康の駅フェスティバル、それから認知症フェア、そういったところで歯科コーナーも設置して、普及啓発に努めているところ

でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。様々取り組んでくださっている部分は承知しております。広報だとか、SNSでの発信とかもなさってください。

あと、妊婦歯科健診は、県もそうですけれども、本市も非常に受診率が上がってきているという状況で、大変好ましいことだというふうに思っております。やはり、親の口腔の健康が子供の口腔の健康にも非常に関与するということは明らかになっておりますので、そうした母親のみならず、父親への歯科保健の普及啓発というのは大変ありがたいことだと思っております。

そこから家族間で口腔に関する健康意識の醸成が進めば、なおいいなと思っております。引き続き、お願いしたいところでございます。

続きまして、大項目2、中項目（1）、小項目②歯周疾患検診の実施をについてお伺いいたします。

歯周疾患検診は、健康増進法の下で行われている検診で、地域によっては歯周病検診とか、40歳、50歳、60歳、70歳というふうな節目で行われるために節目検診と言われております。県内25市町村の中で、ほとんどの市町村で実施されていると認識しておりますけれども、本市も過去にやっていたという経緯があると伺っております。同時に、実施はしていたけれども、非常に受診率が低かったという経緯も伺っております。

ですが、再三申し上げておりますが、そうした歯科保健が全身の健康につながるということは、もう明白なことでございます。受診率が低いにしろ、何にしろ、市を挙げて口腔の健康保健が大事ですよと伝えていくことが、とても大事なんじゃないかと思っております。

付け加えて、健康増進法で規定する歯周疾患検診については、国費の補助もあると伺っておりますが、本市ではこれからも実施をしていかないのか、答弁でもしない感じのお話ではありましたが、そこについて、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

ただいまの御指摘の検診についてであります。議員も御存じのとおり、以前やったが途中でやめたという経緯もありまして、そのやめた経緯等々についても、いろいろとそのときのことを考えております。

いずれ、先ほど答弁したのは、どちらかというと前向きな方向で検討するということで、今までの経緯や今後の状況だとか、予算的なことももちろんありますけれども、そういうことも含めて、前向きな方向でまず検討と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。すみません。そのような答弁であれば、大変、喜ばしいことではないかと思っております。

それに関してですが、若年層での歯周病の増加を受けて、本年4月より厚労省のほうで健康増進法に基づいて、検診の対象が40歳未満の20歳、30歳にも拡大されているというのも御存じかと思っておりますけれども、そこら辺も併せて、実施の検討をしていただける

のかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問については、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

甫仮議員がおっしゃるように、健康増進法が今年度の4月1日から改正になってございまして、今までは40歳以上だったものが、20歳、30歳が追加されてございますので、先ほど市長が答弁しましたとおり、実施に向けた前向きな検討の中には、そういった20歳、30歳も含めたところでの検討ということで考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 11番甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。そのように、体の健診ももちろん大事なんですけれども、そうした歯の健診、これは結局スクリーニングでしかないんですけれども、それをきっかけとして、そういった20代、30代とか、ちょっと関心が低い層にも届くきっかけになればというふうなことで、実現できればいいと思っております。

続きまして、大項目2、中項目（2）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてお伺いいたします。

様々な健康課題などについてお伺いしたところですが、全てがとは言い難いところですが、やはり口腔の健康、歯周疾患などに起因する高血圧であったり心疾患であったり、そういったものも罹患率が高いような状況が分かっております。

また、健康寿命についても、県に比べて短いというのも分かっているということで、口腔の健康維持に限らずです。個別のハイリスクアプローチももちろん重要なんですけれども、もっと広く伝わるように、広報だとか、SNSだとかそういった発信の方法とおっしゃっておりますが、もっと何か届く方法というのはないのか。他自治体の事例などもぜひ参考に、そうした全身の健康と口腔の健康との関わり、あと糖尿病と歯周疾患の関わり、相関性など、そういったものも広く周知することが、市民の全身の健康につながるものと思っております。

そこについて、何か考えられることはございませんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 今回、甫仮議員から御質問いただきまして、私は勉強不足でしたが、糖尿病と歯周病等々についても勉強させていただきました。いろいろと関わりがあることは、しっかりと認識しましたので、できる限り対応すべきだという思いを持ったのは、そのとおりであります。

具体的には、今後どうするかというあたり等々について、詳細については市民生活部長から答弁させます。

○議長（長沼久利） 遠藤市民生活部長。

○市民生活部長（遠藤裕文） ただいまの再質問にお答えいたします。

様々なSNS、ホームページ等での情報発信ということでありますけれども、市としても健康増進、健康寿命が短いというような、先ほど御指摘あったところの対策として、他の自治体の内容等も含めまして、研究しながら情報の発信に努めてまいりたいという

ふうに考えております。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。そのように、市民全体の健康に対する重要性が高まっていくことを期待するところでございます。ぜひ、いろんな取組をされるというというふうに思っております。

続きまして、大項目2、中項目（3）介護予防、フレイル予防のさらなる推進をについてお伺いいたします。

介護保険料の上昇ということで、高齢化に伴い、どうしても上昇傾向にあるというのはもちろん分かるんですけども、これ以上に上がっていくにしても、なだらかな上昇に抑える取組が非常に大事だと思います。そこについては、介護予防だとか、フレイル予防というのをさらに推進していくということが大事じゃないかなというふうに思っております。

介護になる前のフレイルを予防する取組だとか、そういったのが大変重要だと思います。様々、市でも取組や協議会などを開いたり、多職種の連携をしたりなどしているようですけれども、まだまだ足りないのではないかなというのが正直思うところでございます。

歯科に限らずですけれども、市民の方々も介護保険料が上がるということは負担感が非常に強いというものでもございますし、あと、若いときから自分の健康を維持、増進していくということが大事で、高齢になってからいきなりフレイル予防しても難しいということ、もっと広く市民の方々に伝えることが必要かと思っております。

先ほどの再質問と重複する部分もありますので、お願いしたいというところでございます。皆さん御存じかと思っておりますけれども、そうしたフレイル、機能の低下が続くと死亡のリスクも高くなるというデータもございますので、引き続き取組をしていただきたいと思っております。

すみません。何か質問でなくなりましたが、そのフレイル予防に関してですけれども、口腔機能の低下を防いでいくということが大変重要かと思っておりますが、市にも4人、歯科衛生士が勤務しております。その方たちが、ハイリスクアプローチなどで訪問指導などされており、事業などにも参加していらっしゃるということですけれども、もっと広く地域に出向いて、もっと頻回、フルにやっていただければと思います。そういうのは難しいものでしょうか。お伺いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

歯科口腔も絡めたフレイル予防、介護予防ということで、地域に出向いてということでございますが、宅配講座がございますので、その中にそういったところも絡めた対応も検討してまいります。

また、高齢者の対応といたしまして、ミニデイサービス等そういった地域の介護予防活動をやっておりますので、その場に保健師なりがお邪魔いたしまして、保健事業と介護予防事業を一体的に進めるといった介護予防への取組を、今後、充実させてまいります。

たいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。そのように一步踏み込んだ対応をしていただければ、市民の健康や福祉の向上につながるものと思っております。

続きまして、大項目3、小学校の統合や移転後の旧校舎、跡地の今後は、中項目（1）旧矢島小学校について伺いたします。

矢島小学校の旧校舎ですけれども、解体の方向で進むということでお伺いしております。質問の中にもございましたが、非常に歴史的価値のある地域というのを、私もそこに行くことで知りました。今、そうした跡地を活用した方法、その後その跡地がどうなるかというのは、市民の人たち、地域の方々の関心が非常に高いところでございます。

かつて、中学校とか、高校が城内のところにあったということですので、そこも移転後、非常に荒れた状態があったりして、地域の方々からは残念に思われることもあったようです。そのようにならないような跡地を活用した取組、矢島のそういう歴史的価値をもっと広く連続性を持たせて、巡れるような場所にするとか、観光の名所ではないですけれども、行ける場所にするといいと思いますが、そのような歴史的価値を生かした跡地利用というのは考えられませんか。お伺いたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり八森城址内にあるということで大変歴史的なものもありますし、先ほど答弁したとおりであります。市有地と合わせて一体的な活用方法について、今、こうやっていこうという具体的などころまではあれですが。そうしたさっき言った歴史的なところや、いろんな要素も含めながら、活用についてはしっかりと検討していく必要があると認識しております。

総務部長から答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

まずは、建物を解体するというふうな方向で答弁をさせていただきました。その後の利活用につきましては、市民の皆様、特に矢島地域の方々からいろいろな御要望があると伺っております。

どこまでできるかということも含めて、あとは財源的なこと、それから周辺の施設、土地と一体的な整備という考え方を持ってやらなければならない。それから、歴史的な価値があるということも十分把握しておりますので、その難しさも含めて、ちょっと時間を要するかもしれませんが、いろいろな方向から検討を重ねてまいりたいと思っております。

市民の皆様と一緒に検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん、再質問は明瞭簡潔にお願いします。11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） 分かりました。申し訳ございません。

そのように一部の人に限らず、広くその地域の皆さんに今後の方向性などを示していけるといいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

大項目 3、中項目（2）本荘地域学校再編後の鶴舞小、小友小、子吉小についてお伺いいたします。

先ほど、小友小については、跡地の利活用などいろいろと地域からも要望が出ているということで、そうしたのも聞きながら進めていくということで伺いました。鶴舞小とか子吉小は、有償の借地ということで、解体して返却というふうなところも伺ったところ です。

鶴舞小、子吉小というのは、指定の避難場所になっていると思います。その場所が、今はまだ建物があるので避難場所として活用できると思いますが、そこを返したらできなくなるのじゃないかなという不安もございます。そこら辺について、跡地の利用ということでお伺いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん、通告外と判断しますので御留意願いたいと思います。11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） 跡地の利用ということでお伺いしたいのですが、駄目でしょうか。通告外ということで……。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 跡地利用ということで、包括して、総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

有償の借地というふうなことで、原則は返却するという答弁をさせていただいておりますので、その土地については持ち主の方が御判断をされると理解しておりますが、その一帯も含めた周辺のいわゆる市有地の活用ということと、それから避難所の活用がどうなるのかということにつきましては、トータル的な判断が必要だろうなと思っておりますので、その跡地部分に限らず、その周辺も含めた形でいろいろと検討が必要であれば対応してまいりたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。やはり、今地域に住んでいる者にとっては、その後がどうなっていくか、あと、私たちの指定避難場所という場所でもあるということもございます。それらも併せて、早めに市民の地域の人たちに周知とか、どういった方向性を考えているというのもお話しいただければというふうに思っております。

続きまして、大項目 4 番、地域を支える仕組み町内会の今後についてお伺いいたします。

今、答弁の中で様々そうした町内会活動に対する支援や取組を行ってくださるということでお話しいただきましたけれども、会長たちに対するホームページだとか、情報がちょっと見つけづらいというお話も伺っております。私のほうでそうしたサポートの窓口があるというのもお知らせしたところでございました。

また、本市では、まちづくりの指針として、マスタープランの中で地域リーダーの育成だとかにも力を入れていく必要がある。高齢化に伴って、後継者がいない町内会、自治会の支援をしていくということも述べておりますけれども、そこら辺について、具体的にどのような支援や育成などを行っていらっしゃるのか。お伺いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 企画振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの再質問にお答えいたします。

町内会の役員の成り手不足というのは、確かにいろんな町内で問題視されておりまして、私どものほうにも相談が届いているところであります。

町内会というのは、御存じのとおり自主的な組織でございますので、こちらからある程度の御支援はいたしますけれども、基本的にはそれぞれの町内で自主的に活動していただくということを基本にしておりますので、市といたしましては、一律にこういった指導というよりは、大きい町内もあれば、小さい町内もありますので、その町内のこれまでの運営方法に沿った方法を御提案しながら、相談に応じているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。そのように町内会活動に寄り添った支援を引き続きしていただければ、大変ありがたいことというふうに思います。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長沼久利） 以上で、11番 甫仮貴子さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

15番 正木修一さんの発言を許します。15番 正木修一さん。

【15番（正木修一議員）登壇】

○15番（正木修一） 会派サキホコレの正木修一です。議長より発言のお許しを得ましたので、通告順に従い大項目8件につきまして質問させていただきます。

今日もどんよりとした曇りですけれども県内の田植えもほとんどの圃場で終わり、デビュー3年目を迎えたサキホコレは今年1,647ヘクタールで栽培され、9,000トンの販売を見込んでいます。

先日、JA全農が運営する産地直送通販サイトJAタウンのJAタウンアワード2023が決定し、お米部門において秋田米サキホコレが第1位に輝きました。身近になってきた秋田県の新品種サキホコレ、皆さんに一度は味わっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。

大項目1、公共施設等総合管理計画についてお伺いいたします。

人口減少などにより、公共施設の利用率の低下などが予想されることを踏まえ、早急に公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要となっています。

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、将来にわたり持続的な行政運営を行うため、公共施設等の現状と課題を把握し、維持すべき施設を考慮しながら公共施設の縮減を図ることとしております。管理計画は平成29年度から20年間の計画とし、20年を4期に分け将来方針案を作成しています。2期最終年度の令和8年度までに譲渡、廃止、解体の方針になっている施設について公表されており、主な施設は学校の統合により廃止される旧校舎や体育館のほか、耐用年数を経過し利用の少ない老朽化した公共施設となっています。

施設を民間に譲渡、施設の用途を廃止、建物を解体などの計画の実行により、市は年間約5,400万円の維持管理費が削減できるとしています。施設の老朽化で補修費の増加、管理のための人件費、管理費等が常態化している中で、今後、計画実行における維持管理費の削減は可能なのかお伺いいたします。

また、廃止施設は廃止後の活用計画が立てられているのか、活用目的がなければどのような用途を考えているのかお伺いいたします。

令和7年度は19か所、令和8年度は12か所の解体が計画されていますが、人件費の増加、解体費用の高騰など現状では経費増が見込まれます。予定どおり個別施設計画に沿って実行されていくのかお伺いいたします。

また、令和18年度までに、公共施設の37%の削減を計画していますが、重複施設の見直し等が主となっていくのかお伺いいたします。

大項目2、改正空家等対策の推進に関する特別措置法施行後の対策強化についてお伺いいたします。

総務省の統計調査によれば、空き家の総数はこの20年間で576万戸から849万戸と約1.5倍に空き家の数は増加しており、今後さらに増加が見込まれ、空き家対策の強化が急務となっています。

本市では、平成28年3月、由利本荘市空家等対策計画を策定し、空き家等の所有者に対し適正な管理の啓発などの空き家対策に取り組んでいます。由利本荘市空家等の適正管理に関する条例では、空き家の倒壊などの事故、犯罪、火災などを未然に防止し、住民の生命、財産を保護するとともに、その生活環境の保全に寄与することを目的としています。

適切に管理をされている空き家に関しては心配の必要はありませんが、管理されていない家屋は老朽化が進み、屋根や外壁などの建材が剥がれ落ち、建物が傾いて倒壊する危険性が増してきます。また、庭の管理が不十分な場合、生い茂った庭木や雑草が景観を乱すだけでなく、蚊や蜂、ネズミなどの発生の温床となってしまいます。

管理状態が悪い空き家を減らすための現行の空家等対策の推進に関する特別措置法は平成27年より施行され、空き家の定義や自治体の対応を定めた法令となっています。これまでは空き家の情報収集のため、立ち入り調査を行う権限を自治体に認め、倒壊のおそれがある特定空家には撤去や修繕を所有者に命ずるほか、応じない場合は行政代執行が可能とされていました。改正法が施行されて、空き家対策も従来よりも進んだ対応が可能になると思いますが、今後、所有者の事情も考慮しつつ、これまで以上の対策を取っていけるのかお伺いいたします。

また、空き家所有者自身が、解体費への補助や空き家をどのように利活用できるかな

ど、管理や活用について相談を受ける体制の充実も必要と考えますが、市の取組をお伺いいたします。

大項目 3、地籍調査事業の進捗状況についてお伺いいたします。

地籍調査は昭和26年から始まり、その開始から70年が経過しており、令和4年度末時点における全国の地籍調査進捗率は52%、秋田県の進捗率は62%となっています。まだ調査を終えていない地域の図面は、明治時代の地租改正に伴い作成され、これに加除訂正を行ったものですが、そのため土地の位置や形状、大きさなどが実際の土地と合わないことも多く、土地に関するトラブルや各種事業の遅れの要因ともなっています。

地籍調査が行われた地域では、境界や面積など土地の表示に関する登記の情報が正確なものに改められます。地籍調査の実施により災害復旧の迅速化、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、土地の有効活用の促進、各種公共事業の効率化・コスト削減、公共物管理の適正化、課税の適正化・公平化、適切な森林管理など多岐にわたって状況の改善が期待されます。

能登半島地震で甚大な被害を受けた奥能登地域では、土地の境界や面積を把握するための地籍調査の進捗率が全国平均を大きく下回る10%未満のため、復興事業の遅れにつながると懸念されています。このような状況を改善するために専門家は災害などに備え、全国の自治体に取り組みの強化を訴えています。

本市でも正確な地図と登記簿を作成する地籍調査を行っていますが、本荘・矢島地域の一部を除き、地籍調査が終了していると伺っています。これまでの進捗状況と今後の地籍調査事業の見通しについてお伺いいたします。

大項目 4、男性職員の育児休業取得率についてお伺いいたします。

2023年4月に施行された改正育児・介護休業法により、男性の育児休業を取得促進するため、常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主は、育児休業等取得の状況を1年に1回公表することが義務づけられました。令和5年度男性の育児休業等取得率の公表状況調査では、男性育休等取得率は46.2%、男性の育休等平均取得日数は46.5日となりました。育休等取得率の公表による効果・変化として挙げられたものでは、社内の男性育休取得率の増加、男性の育休取得に対する職場内の雰囲気の変化、新卒・中途採用応募人材の増加の順で回答が多かったようです。

総務省発表では、自治体で働く男性職員の2022年度の育児休業取得率が31.8%だったと発表しています。秋田県庁の男性職員の育児休業取得率は2022年度で57.0%となり、全国の都道府県庁でトップとの新聞報道がありました。県では2020年度までは取得率が10%くらいにとどまっていたが、取得を促す取組を始めたところ育休を取りやすい雰囲気づくりにつながり、徐々に取得率が上昇したようです。

本市でも総合計画「新創造ビジョン」後期基本計画が変更され、男性の育児休業取得率の目標値も変更されました。変更前の取得率20%から目標値を令和7年度まで25%に変更されましたが、これまで市の労働環境をリードすべき市役所男性職員の育児休業取得率は何%くらいで推移してきたのかお伺いいたします。

また、取得を促す取組事例などをお伺いいたします。

大項目 5、児童館と学童保育についてお伺いいたします。

児童館は、18歳未満の子供が自由に利用することができる児童福祉施設です。専門の

職員となる児童厚生員を配置して、子供の遊び場として健康の向上と心を豊かにすることを目的とした健全育成活動を行っています。

学童保育は、ほかにも放課後児童クラブ、学童クラブなど様々な名称がありますが、保護者が就労などにより昼間家庭にいない世帯の子供の放課後の健康管理、情緒の安定を図る役割を担い、放課後の時間に小学生を受け入れ、児童の健全な育成を図る施設となっています。

内閣府によって2012年に子ども・子育て支援制度が制定され、児童福祉法が改正されました。その中で2015年4月から学童保育について定められ、国の制度や自治体の施策も変わりました。場所、スタッフの数、1クラス当たりの受入れ人数、日数、時間などが定められ、学童保育を利用できる対象も小学校6年生まで拡大されています。2020年より学童保育には2名以上の放課後児童支援員を配置することが義務づけられました。

本市では市直営を含む17の学童クラブが運営されていますが、支援員の配置状況、児童の利用状況、登録希望者が全て受け入れられているのかお伺いいたします。

西目、岩谷のように児童館と学童保育が同じ施設内に設置されているところもありますが、場所や内容は分けられているのか、支援員の配置状況と併せてお伺いいたします。

また、県内の児童数は減少していますが、学童保育者数は増えているようです。本市も同じ傾向なのかお伺いいたします。

大項目6、第三セクター指定管理者選定についてお伺いいたします。

公共性と企業性を併せ持つ第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、市の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

市の第三セクターの経営も大変厳しい状況にあり、昨年度は第三セクターの見直しに関する指針により、道の駅岩城等の指定管理者が代わり、道の駅岩城アキタウミヨコとしてリニューアルオープンし、活気を取り戻しています。道の駅岩城等の管理者は、市の公募に応募した事業者の中から選定委員会にて選定され決定しました。選定基準に沿って、地域に有益な計画を立案した事業者が選定されたと認識しています。新事業者が指定管理者として1年が経過し、以前とは違ったにぎわいとなっていますが、選定委員会の選定判断をどのように捉えているのかお伺いいたします。

また、株式会社大内町交流センターが指定管理者となっていた、ぽぽろっこ等の施設の事業継続辞退により、6月いっぱいまで営業を停止し、7月31日をもって指定管理終了と決定されました。1か月以上にわたる公募期間も終了しましたが、応募状況と選定委員会での選考も道の駅岩城等の指定管理者選考時と同じ選定基準に沿って、地域に有益な計画を立案した事業者となっていくのかお伺いいたします。

また、新たな指定管理者によるぽぽろっこ等施設の早期の営業再開が望まれています。現在の状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

大項目7、鳥獣被害に対応できる狩猟者の確保についてお伺いいたします。

雪解けとともにツキノワグマ、イノシシや鹿の目撃情報が増加しており、年々生息域が拡大し、県内での生息数が増加していると考えられています。特にツキノワグマの目撃情報が例年より多く寄せられており、既に県内では熊による人身被害が発生し、本市

でも熊の目撃情報が寄せられています。県ではツキノワグマ出没警報を4月18日から5月31日まで発令しましたが、出没の増加で6月末まで延長されています。

環境省は今年4月、ヒグマとツキノワグマを指定管理鳥獣に追加し、イノシシや鹿と同様に計画的に捕獲する対象としました。管理計画に応じて国が自治体に交付金を出し、対応を促す仕組みとなっています。

しかし、熊の人身被害やイノシシ、鹿の農産物の食害が深刻する中で、捕獲にあたる狩猟者の高齢化が進んでいます。最新統計がある2019年度は21万5,417人に狩猟免許が発行されて、うち60歳代が5万8,433人、70歳代が5万6,758人で、80歳代も1万人を超えている状況で、60歳以上の割合が59%に上っています。免許があっても年齢により活動できない方も多く、若い人の免許取得の後押しをしてもらいたいと思います。

本市でも、狩猟免許取得者に対する補助を予算化していますが、昨年度の実績を見ての増額予算となっています。今後、免許取得者を増やすためのPR活動などを考えているのか、管理部門で専門職的に職員を養成していくことなどを考えているのかお伺いいたします。

また、市全体での免許取得者は何人に上っているのか、市の要請に対応できる方は何割くらいいるのかお伺いいたします。

大項目8、学校情報化優良校の認定についてお伺いいたします。

教育長による今年度の教育方針の中で、学校情報化優良校の認定を受けられるよう、ICT教育環境の整備と教職員の活用技術の向上を挙げています。

学校情報化優良校の認定は、日本教育工学協会の審査により教育の情報化に総合的に取り組み、情報化によって教育の質の向上を実現している学校を学校情報化優良校として認定すると認識しています。教育の情報化の推進を支援するために、学校情報化診断システムを活用して情報化の状況を自己評価し、総合的に情報化を進めた小学校、中学校、高等学校を認定するもので、全国の学校の情報化のレベルと比較すること、定期的に自己評価を行うことで情報化の進捗状況を把握することができ、学校情報化チェックリストでチェックしていく過程で自校の強み、足りない部分を確認でき、今後の努力目標が明確になるなどのメリットがあると伺っています。

市内の全ての学校では、1人1台タブレット端末を活用して、教科指導におけるICTの活用、独自の教育モデルとして、ゆりほんICT子供の学びアップデートプランを段階的に進めています。県立大生のICT支援員としての各学校への派遣や県立大学やベンチャー企業と連携した様々な試みで、児童生徒や教職員のさらなるスキルアップを目指しています。

今年度、学校情報化優良校の認定を市内の小中学校が受けられるようにと述べています。認定を受ければ秋田県の学校で初めてと思いますが、優良校の認定を得ることへの教育長の思いをお伺いいたします。また、認定に向けた申請作業が、教職員に大きな負担とならないのかお伺いいたします。

以上、大項目8件につきまして質問させていただきました。御答弁よろしくお伺いいたします。

【15番（正木修一議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、正木修一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、公共施設等総合管理計画についてにお答えいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、本市が管理する公共施設の数が他自治体と比べ大変多く、厳しい財政状況が続く中で、現状のままでは全ての施設を維持していくことは困難であることから、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、平成28年度に向こう20年を計画期間として策定したものであります。管理計画は20年後のあるべき姿を目指すものであります。実効性のある進行管理を行っていくために、5年単位の4期に分け将来方針を定めることとしており、各期が終わるごとに計画の進捗を検証した上で必要な見直しを行うこととしております。

1期最終年の令和3年度に行った改訂では、施設総量の37%を縮減する目標へと上方修正するとともに、各施設の将来方針の見直しを行い、2期最終年である令和8年度までに廃止・譲渡・解体予定の施設を取りまとめたところであります。もとより、計画的な縮減を進める上で、市民の皆様の御理解をいただくことが重要であることから、早い段階からの情報提供を行うこととし、昨年度にはホームページにてその内容を公表したところであります。

令和8年度までの廃止予定としている施設の維持管理費につきましては、実情を踏まえ算出したものであり、計画どおり施設を廃止した場合には、基本的には目標どおり削減される見込みであります。しかしながら、廃止するまでの間は維持管理費がかかるほか、エネルギー価格や人件費の高騰などの影響を受けることを考慮すると、当初の目標が達成できるとは言い切れない要素を含んでいることも確かであります。

また、管理計画では、具体的に施設の廃止後の活用方針は定められておりませんが、一般的には廃止後は解体し、土地の売却を含む有効活用を図ることとしております。しかしながら、解体による財政負担を考慮いたしますと、全ての施設の解体を直ちに行うことは困難であり、まずは廃止を優先し、その後は借地や特に老朽化が進んだ施設を優先的に解体する方針で取り組んでおります。

施設種別ごとの統廃合につきましては、管理計画で4期末までの再編方針が定められており、その方針に従って進めることとしておりますが、厳しい財政状況の中で維持管理経費の削減を図ることは喫緊の課題であり、利用状況や老朽化等を考慮しながら計画をさらに前倒しで進める必要があると考えております。

市といたしましては、今後、2期最終年時点の目標達成に全力で取り組むとともに、進捗状況を検証し、3期に向けて計画の見直しも視野に入れ、市民の皆様に丁寧な説明を重ね十分な理解を得ながら、さらなる公共施設の削減に向けて取り組んでまいります。

次に、2、改正空家等対策の推進に関する特別措置法施行後の対策強化についてにお答えいたします。

昨年12月に施行された改正空家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家等の所有者の責務が強化されたことに加え、空き家等の活用拡大、管理の確保、特定空家の除去等を柱とし、総合的に対策を推進するものとなっております。

このうち、市町村の取組の強化に関する主な変更点では、所有者不明の空き家等の処分について、市町村による財産管理人選任請求が可能となったほか、特定空き家の除去等では市町村による代執行について、緊急時にはこれまで必要とされた手続が簡略化されるなど、対応の円滑化が図られております。さらに、空き家等管理活用支援法人の創設により、新たに空き家の活用や管理に取り組むNPO法人等と市町村が連携することで、所有者等への相談体制の強化が期待できるものとなっております。

このように空き家対策において市町村の取組は強化されたところでありますが、特に空き家の除去等については個人の財産に関することであり、引き続き、その適用は慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、市の空き家等の所有者への相談体制や啓発活動につきましては、日々の電話や対面での相談をはじめ、空き家所有者の皆様に必要な管理や活用方法を学んでいただくためのセミナーと相談会を年2回開催しており、特に、セミナーでは専門家を招き、具体的な事例紹介や法律的なアドバイスの提供を通して、幅広いニーズに対応するよう努めております。また、本年1月には企業と連携した取組として空き家所有者を対象としたリーフレットを作成し、空き家の適正管理の啓発や改正空家法に沿った制度等の周知を図っているところであります。

市といたしましては、引き続き、市民の皆様が気軽に相談できる体制を整えるなど、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に推進してまいります。

次に、3、地籍調査事業の進捗状況についてにお答えいたします。

地籍調査事業は、国土調査法に基づき土地1筆ごとについて、その所有者や地番、地目、面積などを明らかにし、地籍図や地籍簿として取りまとめるものであり、本荘・矢島地域を除いた6地域においては調査が完了しております。

御質問の進捗状況であります。令和5年度末の進捗率については、市全体で約90%となっており、秋田県平均の62%を大きく上回っております。また、現在事業を行っている本荘地域においては約42%、矢島地域においては約86%の進捗率となっております。

今後の地籍調査事業の見通しにつきましては、全国的な災害の多発などにより、地籍調査の重要性が高まる一方で、国の予算が増えない中、それを上回る地方からの要望があり、全国的に進捗の遅れが懸念されております。

市といたしましては、引き続き、国に対して予算確保を要望するほか、経費の削減を図り進捗率の向上につながるよう、測量作業や現地立会い等の負担軽減についても検討を重ねながら、早期の完了を目指して取り組んでまいります。

次に、4、男性職員の育児休業取得率についてにお答えいたします。

国では、昨年12月にこども未来戦略を策定し、国及び地方公務員の男性一般職の育児休業取得率の目標値を、それまでの30%から85%へ大幅に引き上げるとともに、地方自治体に対しては実情に応じて目標値を定め、取得を促進するよう求めています。

こうした状況を受け、本市においても、男性職員に係る育児休業の取得目標値を定めている特定事業主行動計画を本年1月に改定し、目標値をそれまでの15%から50%に引き上げたほか、中長期的な取得を促進するため、国が進めている休業期間2週間以上の取得を上回る1か月以上の取得を100%とする新たな目標値を盛り込んだところであります。

ます。これまで市では取得の促進に向けて、庁内での制度啓発ポスターの掲示やグループウェアを活用した周知に加え、対象となる職員に対し、出生の報告や扶養申請などの機会を捉え、育児休業をはじめとした子育て支援制度の説明に取り組んでまいりました。

その結果、令和元年度に9.7%だった本市男性職員の育児休業取得率は、その後、15.4%、10%、23.8%、23.1%と5年間で2倍以上となったほか、取得期間についても令和5年度に1か月以上取得した職員の割合が66.7%となっており、着実に男性の育児参加と育児休業取得に対する理解が進んでいるものと捉えております。

今後とも目標の達成に向け、全庁的な制度への理解推進と職員個々の状況に応じた説明や相談を行いながら、育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくりと子育てしやすい環境の醸成に取り組んでまいります。

次に、5、児童館と学童保育についてにお答えいたします。

本市の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育においては、国の配置基準に基づき支援単位である1クラスごとに2名から5名の支援員等を配置しております。また、令和5年度は、全てのクラブで利用希望者全員の受入れが可能となっており、現在も待機児童はいない状況であります。

学童保育の実施に当たっては、一般的には専用区画を設ける必要がありますが、児童館内で実施しているクラブについては、児童館利用の児童とも相互に交流し、児童館に配置された児童厚生員と支援員等が協力して見守りをするなど、施設全体を活用した支援を行っております。

本市においては、令和5年度までの過去5年間の学童保育の登録児童数、実利用児童数はともに減少傾向にある一方で、1人当たりの利用回数は増加傾向にあります。市といたしましては、共働き世帯の増加や核家族化などにより学童保育の高い利用ニーズは続くものと捉えておりますので、小学校区の再編などにもしっかりと対応し、児童の健全な育成に努めてまいります。

次に、6、第三セクター指定管理者選定についてにお答えいたします。

指定管理者の選定につきましては、選定委員会における審査を経て行っており、その委員には見識を有する方として商工会や法人会、税理士会、金融懇話会など多方面から推薦をいただいた方を委嘱し、これに市側の委員として両副市長と総務部長の3名を加えた9名により、多角的な視点から審査が行われております。由利本荘市指定管理者の申請団体及び審査に関する規程では、22項目の選定基準を定めておりますが、地域活性化に資する事業計画となっているかなど地域を重視した基準の配点を高く設定しており、地域にとっての有益性にも配慮した審査が行われているところであります。また、選定に当たっては、審査をしていただいた委員会からの答申を尊重するという基本的スタンスの下、これまで選定してきたところであり、今後ともそうした方針で臨みたいと考えております。

道の駅岩城につきましては、秋田ノーザンハピネッツ株式会社が選定され、昨年度から指定管理者として運営を開始し、来客者が増加するなど岩城地域ににぎわいをもたらしていただいております。

ぽぽろっこなど道の駅おうち周辺施設につきましては、5月28日に開催された選定

委員会において2事業者からの申請書が審査された結果、株式会社エイチ・アイ・エスを候補者とする答申があり、本定例会にて関係議案を上程する予定としております。今後の予定といたしましては、直売施設は営業を継続しますが、温泉施設、宿泊施設及びレストランについては、6月末日をもって株式会社大内町交流センターによる営業を休止し、その後、新たな指定管理者が開業に向けた準備を進め、8月1日から温泉施設の営業を再開する予定となっているほか、宿泊施設及びレストランにつきましては、現時点で時期は決まっておりませんが、準備が整い次第、営業を再開する見通しとなっております。

次に、7、鳥獣被害に対応できる狩猟者の確保についてにお答えいたします。

鳥獣被害については、連日、全県的に熊の出没等に関する報道がなされ、また本市においても目撃情報が相次ぐ中、鹿角市や仙北市においては熊による人身被害が発生するなど、昨年に引き続き、本年も大変危険な状況にあると憂慮しているところであります。

本市における熊の目撃情報は、4月、5月で20件と昨年より3件多い状況となっております。また捕獲頭数については、これまで由利地域で1頭、大内地域で2頭を捕獲しております。

熊などの有害鳥獣被害対策につきましては、主に目撃情報を基にした箱わななどの設置による対策が基本となりますが、こうしたわなの設置や見回り、捕獲などについては、由利連合猟友会から推薦をいただき登録している鳥獣被害対策実施隊の隊員となっている猟友会員の皆様の御協力により実施しているところであります。現在104名の猟友会員が隊員となっておりますが、正木議員の御指摘のとおり60歳以上が7割を占めるなど高齢化が進んできており、若い方に狩猟免許を取得していただかなければ、将来的に被害対策の実施は困難になっていくものと捉えております。こうした状況は本市のみならず県内市町村が抱える共通の課題であり、県と県猟友会では狩猟フォーラムを開催し、広く狩猟の魅力を伝えるなど新規の狩猟免許取得者の増加につなげる活動を行っております。

市といたしましても、平成30年度より新規狩猟免許取得や銃の購入に対する支援制度を創設し、広報やホームページなどを通して周知を図っているところであり、昨年度は4名が新規に免許を取得するなどの効果が出てきておりますので、今後も様々な機会を捉えて周知活動に努め、若い方々を含め狩猟免許取得者の増加につなげてまいります。

なお、御質問の市職員を専門職的な職員として養成することについては、限られた職員が幅広い業務を担当している中であって、配属される職員の負担が大きいこともあり、現時点では検討しておりませんが、担当職員を出没対応訓練や研修会に参加させることなどを通して、職員個々のスキルアップや関係機関との連携体制の確立を図っているところであります。

市といたしましては、今後とも県や警察など関係機関との連携強化を図りながら、被害発生未然防止に万全を期してまいります。

次に、8、学校情報化優良校の認定については、教育長からお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） それでは、正木修一議員の教育委員会関係の御質問、8、学校情報化優良校の認定についてにお答えいたします。

市では、個別最適な学びや協働的な学びにタブレット端末等を有効に活用して、児童生徒が考えをより深めたり、広めたりできるよう、独自の教育モデルゆりほんICT子供の学びアップデートプランを進めております。授業では、地域のよさを動画編集して発表したり、デジタル模造紙を使って考えや思いを表現し共有したりするなど、児童生徒がICTを活用して学びを深めている姿を日常的に見ることができるようになってきています。また、昨年度、年間を通して取り組んだ教育支援センター主催のタイピング競技会では、学年単位で挑戦したり、家庭にタブレット端末を持ち帰った際に個人で取り組んだり、タイピングスキルの向上に向けての積極的な活用が行われており、今年度もさらなる取組を計画しております。

なお、今年度から2年間、県教育委員会がICTを活用した授業力向上事業のモデル校として指定した鳥海小学校で本研究を進め、そこでの実践内容や研究の成果を市内各校で共有し、子供たちの学びに生かしてまいります。

御質問にあります学校情報化優良校の認定は、情報化の推進体制を整え、教科指導におけるICT活用などについて一定の基準を満たした学校に与えられており、認定に向けた取組は、個のよさを生かした学びや教材準備の平準化など、児童生徒及び教員の新たな学びの姿にもつながるものと考えております。また、申請作業につきましては、各校で毎年作成している経営要覧や研究紀要、授業研究会の指導案等を資料とすることで、大きな負担をかけることなく行うことが可能であります。

教育委員会といたしましては、今後、アップデートプランの様々な取組をさらに進めながら、全ての学校の情報化優良校の認定を目指してまいります。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） この際、私からお願いがあります。再質問の際は、冒頭にもお話ししましたとおり明確に簡潔にお願いいたしたいと思います。加えて、再質問は答弁に対するものでありますので、御配慮のほどお願いいたしたいと思います。議事進行に特段の御協力をお願いします。

15番正木修一さん、再質問ありませんか。

○15番（正木修一） 市長、教育長によります丁寧な御答弁ありがとうございました。何点か再質問させていただきます。

大項目1の公共施設等総合管理計画について、再質問をお願いしたいと思います。

他の自治体と比較して、公共施設が大変多い状況だという御答弁がありましたけども、どのくらい他と比較して多いのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

データとして、私がいろいろお話をさせていただく際に、同じように8地域が合併した由利本荘市、横手市、大仙市を比較して話をさせていただいておりますが、由利本荘市が1,180ほど施設数があるのに対し、同じ8地域が合併しました横手市が800ほど、それから大仙市が700ほどの施設数という数字を見ております。

人口では横手市、大仙市のほうが、うちよりも多いということを考えると、まして、1,000を超えた数というのが県内でも由利本荘市だけということでもあります。人口と比較する中でも、1人当たりが持っている施設数が、特別多いと言っていいぐらいと認識をしているところであります。

○議長（長沼久利） 15番正木修一さん。

○15番（正木修一） ありがとうございます。1市7町が合併してそれぞれの公共施設がたくさんあったということで、大変な状況だと思いますけども、これから市長の手腕でよろしくお願ひしたいと思います。

それで、解体予算というのは毎年見ているとは思いますが、例えば令和7年度、来年度が19か所、それから令和8年度が12か所の解体が計画されておりますけども、この解体費を組み込んで予算計上されるのか、それとも事業債など特定の財源があるのか、そこら辺をお伺ひしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりに解体を計画しているところでありますが、全体の予算、それから財源を見ながら、実際に解体する施設を今後予算編成の中で決めていくことになります。

現実的には過疎債のソフト部門を主に解体に充てたり、それから公共施設等適正管理推進事業債という起債もありまして、それを活用しながら行っている。あとは公共施設等総合管理基金という基金もありまして、そういったものをトータル的に見ながら、財源としては活用していくという考え方であります。

○議長（長沼久利） 15番正木修一さん。

○15番（正木修一） ありがとうございます。これからお金がかかっていく計画だと思いますので、あまり財政に負担のかけない解体作業、それから公共施設の削減をお願ひしたいと思います。

大項目5の児童館と学童保育について、再質問をお願ひしたいと思います。

内容を伺いますと、子供たちが安心して放課後を過ごしているという印象を受けました。その中で学童保育の時間延長などの要望などはあるものか。共働き等で時間がもう少し延びてくれればというような声も聞かれますので、そこら辺の要望等はあるのかお伺ひしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

特別、要望ということでは今のところ承ってはおりません。学童保育のほうですが、希望者がいた場合に30分延長したりということで、通常の時間をさらに午後6時半とか、最長で午後7時までということになるのですが、各クラブによって延長時間が決まっています。なるべく希望者の働き方に合わせたところで、延長できるものは延長

して対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 15番正木修一さん。

○15番（正木修一） ありがとうございます。柔軟な対応していただいているということでお伺いしました。今後、もう少し延長してくれという声が大きくなった場合に、市としてそういう対応をしていく予定はあるのかどうか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、そういった要望は今のところ承っていませんが、仮にそういった御要望があった場合は、現在お受けいただいている事業者のほうでも、人員配置とか、かなり難しい面もあるかと思いますが、そういったところの協議も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（長沼久利） 15番正木修一さん。

○15番（正木修一） ありがとうございます。対応に対しての部長のお答えいただきまして、少し安心したところであります。よろしくお願いいたしますと思います。

それから、大項目6の第三セクター指定管理者選定についてお伺いしたいと思います。

私の一般質問の通告締切り後にエイチ・アイ・エスに決定したという報道がすぐ出まして、取りあえず、私たちはほっとしているところであります。

今年度の途中からのスタートとなるわけです。この開業に向けて、時期的に大変なときだと思っていますけれども、受けたエイチ・アイ・エスはどのような感触でおられるのかということ。それから、現在の従業員の雇用について要望などをお話しされたのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） かなり意欲を持って手を挙げていただいたなというふうに思っています。詳細については、総務部長から答えさせます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

感触という点であります。選定委員会に私も出席させていただきました。やり取り、それからプレゼンの状況を見ますと、まずは、こちらに住んでやりますという責任者の方の発言もありましたし、実績が結構ある会社でありますので、その実績をフルに活用して、大内地域のこの施設を再生したいという発言もありましたので、意欲という点ではかなりあると私は感じたところであります。

それから、従業員の雇用についてであります。まだ、私の立場できちんと言えものでもありませんが、その選定委員会の中でもできるだけ雇用したいという発言もございましたし、こちらの募集要項の中でも雇用していただきたいとしておりますので、こちらのほうに配慮した対応をしていただけるものと感じたところであります。

○議長（長沼久利） 15番正木修一さん。

○15番（正木修一） ありがとうございます。新聞報道を見たとき、ほっとしたんですけども、今の御答弁を伺って、もっとほっとしました。今後とも活性化に向けて、何

とかよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、大項目 8、学校情報化優良校の認定について再質問をお願ひしたいと思います。

教育長はさらっと御答弁されましたけども、認定されると県内初めてだと思います。教職員の方の意欲とか、モチベーションが上がるんじゃないかと思いますけども、そこら辺、教育長は触れていないので、何とかその気持ちをお伺ひしたいと思います。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの正木修一議員の再質問にお答えします。

学校からタブレットが全員に配布されて、子供たちがそれを活用し始めて、先生たちもそれに対して指導してという歩みを進めているわけですが、その中で自分たちのこれまでの足取りと今後の目標の一つとして、この情報化というのは、一つの目安になる大きいものだなというふうに考えています。そこに向かって進むことが先生たちもそうだし、それからそれを使った子供たちの学びの充実にも非常に役立つものと考えていますので、そこに向かって各学校で研修を積みながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（長沼久利） 15番正木修一さん。

○15番（正木修一） ありがとうございます。認定に向かうのは、教育長が陣頭指揮かもしれませんけども、学校の判断で私たちの学校は向かうとか、そういうような理解でよろしいでしょうか。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 校長会にも話していますけれども、全ての学校がこれに向かっていきます。そのときに、やっぱりいろんな学校の状態がありますので、その中で一歩ずつ進めながら、最終的には全ての学校がこれに向かって認定を受けられるように進めていきたいというふうに考えておりますし、そうすることが学校や自分たちの一つの自信にもつながるのではないかなと思っております。

○議長（長沼久利） 15番正木修一さん。

○15番（正木修一） ありがとうございます。市では、市長を先頭にデジタル化を県内トップで頑張っておられます。教育のほうも教育長が陣頭指揮を取って、このように向かっていくというのは大変喜ばしいことだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（長沼久利） 以上で、15番正木修一さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後 1 時 15 分まで休憩いたします。

午後 0 時 14 分 休 憩

午後 1 時 15 分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

2 番小川幾代さんの発言を許します。2 番小川幾代さん。

【2 番（小川幾代議員）登壇】

○2番（小川幾代） 皆さん、こんにちは。会派立憲民主党、小川幾代です。議長より発言の許可をいただきましたので、大項目3点について質問いたします。

質問に先立ちまして、全国市議会議長会会長より表彰されました高橋和子議員、吉田朋子議員に心からお祝い申し上げます。県内25市町村中、女性ゼロ議会は4市町村あります。高橋議員、吉田議員の功績からも、多様な意見がこの議場という意思決定の場に出されてきたことが分かります。

6月は秋田県男女共同参画推進月間であります。6月1日号の広報で、この機会に男女共同参画について考えてみませんか、という記事があります。また、来月7月3日からは新紙幣が発行されます。五千円札は、女性の地位向上と自立を訴えた津田梅子になります。朝の連続テレビ小説も男女共同参画、ジェンダー平等を改めて考える機会となっております。市民の皆さんと性別や年齢など問わず、自分の能力が発揮できる社会をこれからも一緒に考えていきたいと思ったところです。

それでは、一般質問に入ります。

大項目1、災害への備えについて、中項目（1）避難誘導案内板について。

先日、「観光地で被災をしたら」というフィールドワークに参加してまいりました。この会では江の島が舞台となって、観光地にいて津波警報が出たとき、どこに逃げるのか。まずはハザードマップを手元にある自分のスマホ等で検索し、最大津波到達時間は12分、最大津波高さは11.5メートル。10メートルで建物の3階くらいと想定すると、避難する場所は4階以上の建物。さらに、今いるところから避難所まで歩いて到着できる距離なのかなどを、ハザードマップを見ながらグループで話し合う作業をしました。

しかし、こういった作業を発災時にするのは余裕がなく、しかもアクセスが集中し、ハザードマップや自分が今いる現在地を見られるとも限りません。そうなったとき、何が頼りになるのか。公共施設などに掲示されている避難誘導案内板であります。

私は、2年前の教育民生常任委員会の行政視察で石川県七尾市に行ってまいりました。七尾市内を歩いていると、電柱に津波避難場所まで320メートル、また別の場所に同じように津波避難場所まで220メートルと、標識を幾つも見つけてまいりました。観光や出張で来ている方、土地勘のない方にも優しい土地なんだと思いました。

そこで、本市における避難誘導案内板の設置状況と管理体制について質問いたします。

大項目1、災害への備えについて、中項目（2）災害時の組織連携について。

令和4年の大雨被害の際、本市の対応について、令和4年9月定例会、8月23日の会議録を見ますと、市長からの諸般の報告で、「8月13日午前5時15分に災害警戒室を設置、芋川の水位の急上昇やのり面崩壊による住宅の一部損壊が発生したことから、午前7時に災害対策部に改組し、災害への警戒や情報収集体制の強化を図った。午前8時40分に松本地区の69世帯、187人に避難指示を発令いたしました」とあります。

水害、雪害、地震、津波、ほかにも様々な災害が想定されますが、どの道が通行止めになり、どこに避難所が開設され、何人避難しているのか、迅速に把握することこそ、二次災害の防止につながると考えています。

災害時に現地に派遣される医師や看護師のチーム、通称DMA Tと呼ばれる方は、避難所にどのような健康状態の方がいて、必要な処方箋は何なのか、早期に分かると二次

被害を避けることができるといいます。過去には、県内の災害時、県の要請を受けたときには避難所の周りが浸水し、現地に行くことができなかったときもあったといいます。県の要請を受ける前に医師会などから災害対策本部の設置時間、避難所開設の時間を知ることができると、対応できることもあったかもしれないと話しておりました。

災害時の他の組織連携について、警察もDMATも県の管轄のため、県との連携のみなのか、地元の警察署や地元の医師会とも連携されているのか、平時に連携されている組織との意見交換の場があるのか、本市の取組をお伺いいたします。

大項目2、安全・安心キットの活用状況について。

市民の方より、かかりつけ病院の電話番号を冷蔵庫の中に入れておく安全・安心キットなるものを教えてもらいました。調べてみると、独り暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯等に対し、地域の見守り体制の強化、市民の安全と安心の確保を図ることを目的に、かかりつけ医療機関、持病、その他救急時に必要な情報を保管する安全・安心キットと、市のホームページに書かれておりました。

そこで、現在どのくらいの方が活用されており、どのような周知方法を取られているのか質問いたします。

大項目3、子供を取り巻く環境について、中項目（1）ファミリー・サポート・センターの協力会員について。

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育てを手伝ってほしい人、利用会員と、子育てをお手伝いしたい人、協力会員がそれぞれ会員になって、子育て家庭を地域で支え合うシステムです。令和6年2月現在では利用会員142人、両方会員6人の合計148人、延べ利用者数は29人です。

第4次由利本荘市男女共同参画計画成果指標、令和6年3月改訂を見ますと、令和7年の目標値は会員数を180人とされています。目標数値が見えることは大きなことであると考えますが、実際に預けたくても預けられない現状があるのか、そのためには協力会員を増やさなければならないといった状況があるのか質問いたします。

4月は職場の異動など、登録したい人が増えると聞きました。協力会員の成り手不足といった課題もあると聞きます。利用会員が託児を頼む場合、1時間当たり子供1人につき500円の謝礼を協力会員に報酬として払うことになります。この1時間500円は、都市部から里帰り出産などで利用された方からは、大変安価であることに感動される話も聞きました。1時間に子供1人の場合、最低賃金にも満たしません。

協力会員への報酬の金額設定についてどのような経緯でなされたのか、また、協力会員を増やす取組では現在どのような工夫がされているのか、今後、協力会員への報酬の一部を市が負担するなどの必要性について、当局のお考えをお伺いいたします。

大項目3、子供を取り巻く環境について、中項目（2）教員の長時間労働、休日出勤、働く環境について。

令和5年6月定例会、6月2日の会議録を見ますと、正木修一議員の一般質問への教育長答弁には、「県教育委員会が独自に実施している同様の毎月の勤務状況調査によりますと、当該小学校の8月に45時間を超える時間外勤務をした教職員はおりませんでした。また、当該中学校の11月に45時間を超える時間外勤務をした教職員は全体の66%となっております。全国の調査結果ほどの長時間の時間外勤務とはなっていませんが、

市といたしましても、この時間外勤務が大きな課題であると認識しております」とあります。

また、同日の佐々木隆一議員の一般質問への教育長答弁には、「市において、昨年度より市内各校にQRコードリーダーを設置し、出退勤時間の見える化を図ることにより勤務実態を適正に把握し、時間外勤務の改善に努めているところであります」と書いておりました。

しかし、休みの日に車があったり、朝の登校時、交差点に立っていたり、地域の会議に出席されていたり、部活動の大会や練習試合など、先生たちが地域にも必要な存在で、先生たちの負担が多くなっていると心配するところです。QRコードリーダーを使用したことによって、休日出勤の確認はできるようになるかと想像しますが、部活動の場合や持ち帰り仕事の管理、これらはQRコードリーダーでの管理も難しいのではないかと推測いたします。

そこで、休日出勤や持ち帰りの仕事、部活動への対応など、実態把握をどのように行い、県教育委員会の実態調査に算定されているのか質問いたします。

また、先生たちの働く環境については休憩時間がない、音楽や家庭科、美術の先生は複数の学校を掛け持ちしているといった状況を聞きます。市教育委員会で把握されている実態と、これらの課題についての取組をお伺いいたします。

大項目3、子供を取り巻く環境について、中項目（3）放課後子ども教室、キッピー教室について。

放課後子ども教室とは、平成19年度に創設された事業であり、小学校で放課後に、空き教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、自主学習する児童をサポートする事業をいいます。

保護者の就労状況や体調により、日中、子供を見ることができない場合に利用できる学童とは異なり、料金もかからず、全ての児童を対象としていることから、保護者の方からなくなっては困るといった制度であると認識していますが、ここ数年、キッピーのサポーターの人数が少なく、保護者に呼びかけたが、新たな成り手が確保できなかったという話を聞きます。

基本的には、学校と地域が連携してサポーターとなる方を見つけていると思いますが、過去には夏休み期間のプール監視員が見つからず、小学校のプールの閉鎖が新聞に取り上げられたことをきっかけに、市教育委員会も協力する形でプールを開放することができたと聞いております。

そこで、キッピー教室のサポーター募集、人員配置など、現状確認や課題共有など、各校と教育委員会の関わり方を質問いたします。

さらに国は、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と、厚生労働省の放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブを一体的に、あるいは、連携した総合的な放課後対策、放課後子ども総合プランとして推進するとされています。今後、本市における放課後子ども教室と放課後児童クラブを連携する予定についても教育長の御所見をお伺いいたします。

以上、私から壇上での質問といたします。御答弁のほどよろしく願いいたします。

【2番（小川幾代議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、小川幾代議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、災害への備えについての（1）避難誘導案内板についてにお答えいたします。

市では、災害の危険が切迫した緊急時において、身体の安全が確保されるよう、指定緊急避難場所並びに指定避難所を災害の種類ごとにあらかじめ指定しております。

避難場所などには、その場所がどの災害に対応しているか、誰にでも分かりやすいように表示することとなっており、本市では全ての避難場所などに表示看板を設置しております。また、避難場所などへ誘導する避難誘導案内板については、本市沿岸部の地域に、地震・津波の発生時には、早めの避難を促す文言、最寄りの避難所、避難所への方向矢印、現在位置の海拔を表示し、ピクトグラム化した看板を市が管理する土地などを活用して62か所に設置し、26か所の津波避難場所へ誘導するようにしております。

この表示看板等につきましては、設置状況を確認しながら、不具合等が確認された場合には、速やかな修理・改修を行っております。

避難誘導の表示看板については、市民のみならず、市へ観光・仕事などで訪問されている方にも分かりやすい表示方法となるよう、先進地の設置状況などを参考にさらに研究を重ねてまいります。

次に、（2）災害時の組織連携についてにお答えいたします。

市では、災害の発生またはおそれがある場合、状況に応じて災害対策本部等を設置し、防災業務の遂行に当たっております。この際、市民に対しては、市ホームページやSNSなどで災害関連情報を発信するとともに、消防本部はもとより、防災関係機関である秋田県総合防災課や由利地域振興局並びに由利本荘警察署に対して速やかに報告、連絡するなど、地域防災計画に基づき適時情報共有を図る体制が整備されております。

小川議員御質問の連携している組織との意見交換の場といたしましては、防災会議委員を国土交通省秋田河川国道事務所長をはじめ、由利地域振興局長、由利本荘警察署長のほか、由利本荘医師会長などに務めていただいております。毎年、由利本荘市地域防災計画の見直しや策定の際に一堂に会して意見等を交換し、連携強化を図っております。

なお、由利本荘医師会とは、災害時における応急医療救護活動に関する協定を締結しており、避難所等で応急医療救護が必要な場合は、医師及び看護師の派遣を市から直接協力要請できることとなっております。さらには、この8月に西目地域で行われる市総合防災訓練において、DMA Tや地元の医療機関、消防と連携した多数傷病者事故対策訓練の実施も予定しているところであります。

今後も、関係機関との情報共有手段を維持するとともに、相互の連携を密にし、災害に強いまちづくりへの取組を推進してまいります。

次に、2、安全・安心キットの活用状況についてにお答えいたします。

安全・安心キットは、かかりつけ医療機関や持病などの救急時に必要となる情報を記入したシートを専用ケースに収納し、御家庭の冷蔵庫に保管していただくことで、救急隊の救命活動に活用できるよう備えるものであります。高齢者のみの世帯などのうち希望される方を対象として、現時点で4,842世帯に配布をしております。救急搬送の現場

においても、令和３年に12件、令和４年に９件、令和５年に５件の活用実績があり、迅速で適切な救命活動に寄与できたものと考えております。

安全・安心キット配布事業は、地域の見守り体制を強化することを目的として民生委員が訪問して配布しております。また、市のホームページへの掲載でＰＲしているほか、市役所や各総合支所の窓口、社会福祉協議会の窓口等でも受け取ることができるようになっております。

当面は、現在有しているキットにより本事業を継続できる見通しではありますが、デジタル化の進展などを踏まえ、時代に即した新たな手法について、費用対効果なども含め、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、３、子供を取り巻く環境についての（１）ファミリー・サポート・センターの協力会員についてにお答えいたします。

本市のファミリー・サポート・センターに登録されている人数は、令和６年４月末時点で、援助を行う協力会員が24名、援助を希望する利用会員が144名、両方に登録されている会員が６名、合計174名となっております。

これまで子供の預かりサービスは、急な申込みなどにより対応できない場合を除いて、全て会員の希望に添うように努めてまいりましたが、多様な保護者のニーズに応えるためには、さらなる協力会員の確保が必要であると認識しております。協力会員の確保策として、これまでも市広報、ホームページ、市ＬＩＮＥ公式アカウントなどにより、会員募集の呼びかけを行っておりますが、今後は、県立大学生などに向けた周知も検討してまいります。

協力会員への報酬については、平成18年度の事業開始以降、１時間当たり子供１人につき400円であったものを、他市町の状況を鑑みて、令和４年度から平日は500円、土曜と日曜、祝日は600円に増額した経緯があります。報酬は、最低賃金法に基づく最低賃金が適用されるものではなく、利用会員と協力会員との相互援助活動に対する謝意として位置づけられていることから、小川議員からの御質問にありました、報酬を市で一部負担するという考え方には、なじまないものと考えております。

次に、（２）教員の長時間労働、休日出勤、働く環境について、（３）放課後子ども教室、キッピー教室については、教育長からお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） それでは、小川幾代議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、３、子供を取り巻く環境についての（２）教員の長時間労働、休日出勤、働く環境についてにお答えいたします。

県教育委員会の勤務時間状況調査における時間外勤務は、各校の教職員の在校時間から正規の勤務時間と実質の休憩時間を引いて算出したものになっており、市の現状では、令和５年度は、前年度と比較し１人当たり１か月約３時間減少しております。

一方で、時間外勤務が多い教職員もいることから、市教育委員会では、各校の管理職に対し、当該職員との面談を行うなど、状況の改善を図るよう指示しております。今後

も、持ち帰り仕事や休日出勤等の確認も含め、具体的な業務負担軽減に取り組むよう働きかけてまいります。

また、部活動指導については、休日は指導記録簿を作成し、活動時間等を各校で把握しておりますが、部活動の質的な向上と教員の働き方改革に向け、地域移行への取組も進めているところであります。

こうした取組のほか、令和6年4月に由利本荘市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則を制定し、勤務時間の縮減や勤務環境の改善に努めております。

なお、中学校の技能教科においては、免許外指導を解消するため2校を兼務している職員もおりますが、指導する曜日を固定するなど、負担軽減に配慮しております。

教育委員会といたしましては、教職員自身が心身ともに健康で、日々の生活や教職人生をより豊かにすることが教育活動の充実にもつながると考えており、今後も業務量の適切な管理に努めてまいります。

次に、(3)放課後子ども教室、キッピー教室についてにお答えいたします。

市の放課後子ども教室は、愛称をキッピー、キッズ・ピット・イン・ゆりほんじょうとして、平成19年度から市内全ての小学校において実施しております。教育委員会では、教室ごとに業務の調整役を担うコーディネーターや、日々の安全管理に当たるサポーターを依頼しており、地域の方々や保護者の皆さんに御協力いただきながら運営しているところであります。

サポーターの配置につきましては、年間の活動日数や活動内容、参加児童数に応じて、各コーディネーターが実際の状況も確認しながら計画を立てており、自主学習や読み聞かせなどは児童10人に対してサポーター1人、スポーツ活動などは児童10人に対してサポーター2人を目安に配置しているところであります。また、コーディネーターや学校の担当教諭、市職員が一堂に集まる合同会議や、市職員が直接放課後子ども教室を訪問し、コーディネーターやサポーターからお話を聞く巡回訪問などを行いながら、活動内容の確認と課題の把握に努め、対応しているところであります。

放課後子ども教室は、地域の方々の協力により、子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民との交流活動等を通して、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としているのに対し、放課後児童クラブは、保護者等が就労などで家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びと生活の場を提供するものとして実施されております。

これら2つの事業は、それぞれの目的に沿って運営されており、そこでの果たす役割は大きいものがあることや、待機児童もいない現状から、現段階では連携などは予定しておりませんが、今後につきましては、国や県の動向にも注視してまいります。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん、再質問ありませんか。

○2番（小川幾代） 御答弁いただきありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

大項目1、災害への備えについて、(1)避難誘導案内板についてであります。

避難所への誘導案内、海拔、ピクトグラム、そういったのが、62か所あるという答弁でした。より具体的に海拔表示が何か所、避難方向誘導が何か所、そういった数値が分

ければ、御質問いたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 小川議員の再質問にお答えいたします。

先ほど市長の答弁にありました62か所の設置であります。この看板につきましては、答弁にもありましたとおり、避難を促す文言、最寄りの避難所、避難所への方向矢印、現在位置の海拔を一律に記載しております。それ以外に海拔のみの看板を54か所、その他掲示をしております。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） 私のイメージしていたのが、それこそ海拔何メートルという表示のものであったので、一緒に併記されているという掲示が62か所というふうに理解しました。ありがとうございます。

そして、管理体制だったんですけれども、修理等を年間どのくらい行っているのか、昨年度の数値が分かれば教えてください。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 小川議員の再質問にお答えいたします。

例年、4から5か所程度の看板を更新または修理等を実施しております。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） 普段からそのように管理していただいているということで安心しました。いざというときに、木で隠れてしまっていたとか、表示や看板自体が欠けてしまっていた事例もそのフィールドワークの中で実際にあったので、本市の状況はどうなっているのかと思い、質問させていただきました。ありがとうございます。

続きまして、大項目1、（2）災害時の組織連携について再質問させていただきます。

平時のときから連携はされているという内容でした。その中に由利地域振興局、由利本荘警察署、それから由利本荘医師会長と意見等を交換しているというふうなお話がありました。その前の答弁には、県、振興局、警察と適時情報共有しているというお話でした。地元の医師会とは個別に連携されていないのかなというふうに捉えたんですが、問題はそこではなくて、平時から話すきっかけの場面で、私が質問したような、ここ由利本荘市に住んでいないDMATの医師だったり、看護師だったり情報が受けられるような環境を整えてほしいといった要望が、医師会のほうからあったのか質問いたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 小川議員の再質問にお答えいたします。

平成24年6月4日に医師会と協定を結んでおります。なお、この平時における医師会との連携につきましては、主として、消防及び消防本部等が医師会主催の会議や消防本部主催の会議等におきまして、本荘由利地域救急業務高度化推進会議等を開催し、意見

交換をしていると確認しております。

その中で具体的にその情報について出たかどうかにつきましては、こちらでは、まだ確認をしておりません。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。分かりました。

続きまして、大項目2、安全・安心キットの活用状況について。

答弁の中に令和3年が12件、令和4年が9件、令和5年が5件という活用状況がありました。こういった活用状況を判断する方法を教えてくださいなのですが、消防のほうにそういう連携があったという通知でもっての数値把握なのか、その状況を調べた、件数が分かった根拠となるものを質問いたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

こちらの件数につきましては、消防本部のほうに確認をいたしまして、実際に救命活動に利用できたということで返答をもらったものでございます。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。この制度は、私も民生委員から聞いて、今回初めて知ったという形になります。家のドアの内側にシールが貼っていて、消防隊員、救急隊員が見て、冷蔵庫にそのキットが確認されるというような話でした。

意識がないとき、緊急の事態なので、そういった際にとってもいいものだなと思ったところでしたし、この民生委員たちの働きも、より多くの市民の皆さんにも知ってほしいなという思いで今回質問させていただきました。今後も継続できるような形で何とかお願いできればと思っております。

続きまして、大項目3、子供を取り巻く環境について、（1）ファミリー・サポート・センターの協力会員についてであります。

金額設定の経緯について、他の自治体と合わせるというような意図があったのか、もう一度質問いたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

答弁いたしましたのは、他市町の状況を鑑みて見直しをしたということで答弁してございます。金額につきましては、その際に大体同様の金額ということで、全て同じではないですけれども、大体この近辺の金額で他市町も設定してございますので、その辺りに設定をしたということでございます。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。令和4年度より料金を変更する際に見直ししたというふうに捉えました。他の市町と同様の金額設定については何かあったんでしょうか。といいますのも、利用者の負担を増やすという意味合いで言っているわけで

はなくて、本市においては子育てファミリー支援事業にて年間1万5,000円、こういったファミリー・サポート・センターの利用料、一時保育の利用料、そういったのが助成される制度があると思うんですね。なので、利用者が1時間当たり子供1人当たりに500円を払う、それが負担がかかったとしても、そういった別のメニューがあるということ、利用者からはそういった子育てしやすいという環境がある一方で、協力してくれる会員の皆さんに、最低賃金とは違う考え、目的があるんだという市長からの答弁でありました。

なかなか500円というのも適正なのかどうなのか、お願いするにも心苦しいような金額という方も中にはおられたものですから、利用者の負担を上げたいという意味合いではなくて、協力してくれる方への負担軽減。命を預かって、しっかりと見守るという精神で皆さんやっているようでしたので、その料金設定のところについては、ほかの自治体と同様でなくてもいいんじゃないかなという考えですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

謝礼の金額設定につきましては、まずは、この制度自体、協力会員の皆様はあくまでも相互援助活動ということで、この制度の趣旨を御理解いただいた上で、利用会員の子育て支援に役立てればという思いで会員登録をされているということで認識してございます。

また、利用会員にとっても報酬が上がれば、それだけ使いにくくなってしまう。この程度の金額であれば、気兼ねなくお使いいただけるという意味合いでの金額設定で、先ほども申し上げましたけれども、県内他市町の状況を見ながらこの金額と設定したところでございます。

また、先ほどの子育てファミリー支援事業といったところからも充当できるというお話もございましたけれども、お子さんが3人いなければ、ファミリー支援事業の該当にならないといったところもございます。

また、この事業の安全の担保という辺りのお話もございましたが、そういったことに関しては、市のほうでこの事業に対しまして保険のほうに加入してございますので、活動中に児童であったり、協力会員の方がけがをされた場合、保険の適用になりますので、側面から市でサポートしてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） 協力会員の皆さんのお力がある事業でもあると思っておりますし、答弁の中に県大生のほうにも周知を広めていくというような前向きな方向性も指示していただきましたので、私も会員が増えることを願って、何か微力ながら周知をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、大項目3、中項目（2）教員の長時間労働、休日出勤、働く環境について再質問いたします。

今、教員の成り手不足というような話も聞いたりします。採用がどんどん減っていている話も聞いて、働いてやっぱり労働環境が思っていたこととギャップがあって、数

年で仕事を替えられてしまうといったような現状もあるという話を聞いたので、私は、休日出勤の実態把握をしっかりと、先生たちの頑張りの評価しなけりばならないのではないかというふうに思ったところでした。

教育長の答弁には、今までも、私以外にも議員に実態把握に努めてまいるというような話があったんですけれども、いま一度、実態把握をすることの重要さなどについて教育長へ質問いたします。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 小川幾代議員の再質問にお答えします。

例えば、教職員の土曜日、日曜日の勤務については、県の調査の中には入っていないので、校内での記録によって把握していています。

今、一番問題なのは何かというと、学校規模が小さくなって、職員数も少なくなっています。それと同じようにして仕事の量が少なくなっているかということ、そうではないので、その分、働く量としては多くならざるを得ない。それを持ち帰りの仕事としてはできるだけしないように、私たちも働きかけています。というのは個人情報等がありまして、自宅に持ち帰って何かがあったときは大変ですよ。子供の記録に関するものは全て持ち帰りできないことになっていますので、持って帰ってやれるものというのは、ある程度限られています。それ以外のものをできるだけ校務時間内で処理するようには努めているわけなんですけれども、それが一つ一つやっているものであって、1回で全てクリアになっているものではないというのが現状だということは、御理解いただきたいと思います。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。そこで、具体的に答弁の中にありました、昨年度は1人当たり3時間減少しているという答弁がありました。何かこんなことをしたから減ったという実態を質問させていただきます。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

例えば、記録については、できるだけデジタル化を進めていています。いろんな記録についても、それからその整理についても時間をかけないようにしていますし、校務書類についてもできるだけ共有化を図って、一人でこつこつとやるという仕事を減らすようにしています。様々な取組を積み重ねながら、少なくなっていると思っています。

それから、夏季休業とか冬季休業の長期休業のときの休暇の取り方も、こちらのほうで、これからこれまでの間は学校を閉庁日にしますとしていて、日直も置かない形で、その分は別の対応をしていますので、そういう形で様々な面から取り組んでいるところでもあります。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。すみません。細かいところだったんですが、記録についてという話がありました。これは先生たちの勤務時間の記録なのか、それとも子供たちの成績のような記録という意味なのか、記録のデジタル化をもう少し具体的に質問させてください。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

記録をデジタル化するというのは、例えば、会議とかその他のもの、それから資料とかをデジタル化して共有化することによって、次の準備のときに非常に楽になります。そういうものの積み重ねという意味でお答えしました。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。県内の学校の工夫、方法というときに、先生たちのほうで宿題をやめたとか、成績表をやめたといった話も聞こえてきておりましたので、本市ではどのようなデジタル化が進められているのかと思い、今、再質問させていただきます。

もう少し状況把握といったところで、もう一点確認させてください。答弁の中に、2校兼務している方がいらっしゃるという話でした。こちらは何人いらっしゃるのでしょうか、質問いたします。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

中学校の美術の教科で、2校を1人で兼務している1名であります。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。なかなか本市は広いところなので、2校を兼務しているというのも相当な距離なのではないかなと思ったところであります。その方の距離数も、もし分かれば。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん、質問内容が広がっています。2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） 分かりました。では、この質問は失礼させていただいて。

では続きまして、大項目3、（3）放課後子ども教室、キッピー教室についてであります。

答弁の中で合同会議、巡回訪問を行っているという話でした。この回数などを質問させていただきます。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 具体的な回数については、今、手元に資料がありませんので、後で御報告申し上げます。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） よろしく願いいたします。私がこの一般質問の通告書を書いたのが5月の話でして、4月にキッピーの募集をしたところ、新年度ということもあってなのか、まだ共有ができていなかった時期なのかなと思います。そのところはコーディネーターの仕事だったのかもしれないなど、自分が一般質問に取り上げることは適切だったのかと思いながら、今の質問があったというのを伝えておきます。

私の一般質問は以上となります。ありがとうございます。

○議長（長沼久利） 以上で、2番小川幾代さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後2時25分まで休憩いたします。

午後 2時09分 休 憩

午後 2時25分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの小川議員の再質問に対し、教育長より発言の申出がありましたので、これを許します。秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 私のほうから、先ほど小川議員から再質問のありました事項につきまして、御報告申し上げます。

合同会議の開催状況については、年2回行っていますけれども、特に年度末においては、情報共有のためのグループ協議等を行いながら、その運営について、みんなでいろいろな共通理解を図っているということでもあります。

それから、もう一つについて、巡回訪問は各学校に会場がありますけれども、年1回行っているということでもあります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 一般質問を継続いたします。

4番佐々木隆一さんの発言を許します。4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一議員）登壇】

○4番（佐々木隆一） 日本共産党の佐々木隆一であります。

情勢について述べます。昨日の新聞などメディアに県内出生率過去最少とあり、消滅可能性自治体が今、話題になっております。都道府県レベルでは秋田県がワースト、また県内では25市町村中、秋田市を除いて他の24市町村が消滅するという随分乱暴な議論であります。秋田県は自殺者数などあまりうれしくないワースト記録が幾つもあり、この数値もその1つであり、何を根拠にこの数値が出てくるのかをよく見ると、20歳から39歳の女性の人口を基にして推計しているようであります。

以前、「女性は産む機械」と発言した自民党の大臣が批判を浴びましたが、根本は結婚・子育てなどを困難にしている政府与党の責任ではないでしょうか。日本の少子化は、大企業優先政治のゆがみが引き起こした深刻な行き詰まりの結果であります。少子化・人口減少を消費税増税や社会保障削減を国民に押しつける政府・財界のやり方に道理はありません。全ての世代が、希望を持って安心して暮らせる政治への抜本的な転換が急がれます。

質問です。1、東由利地域大台の不適正事案について。

東由利地域大台集落の水道水から基準値を超える六価クロムが検出されたものの、企業局、建設部、東由利総合支所など不適正な事案に対する認識が甘く、結果、4年間という長期にわたって地区の住民はこの水を飲用していました。秋田魁新報などマスコミ各社は、この事案を水道水検査改ざん問題と厳しく指摘しています。

事案の経過から見ると、本年2月、建設部職員の確認により基準値を超えていたことが発覚、その後水質調査、関係部局間で協議した後に、4月2日六価クロムの検出が確認され、水源地からの供給停止、給水車の配置とあります。2月の発覚した時点ですぐに供給停止すべきでありましたが、供給停止しなかったのはなぜでしょうか。

資料によりますと、一職員の独断によるとあります。ただ、地方公務員のOBの方は、一般論としていますが、このような重大な事案が一個人のみではなく、担当の上司や同僚が知る立場にあったのではないかと直言、推測しています。

本市職員や関係者から聞いたことなどについて質問します。行政改革で職員が減られ、以前よりも業務が多くなり、仕事が多岐にわたっていることもあるのではないかと。六価クロムが故意に水源地付近に捨てられたのかどうか。原因を究明すべきで、徹底した調査が必要である。給水車の配置はいつまでになるのか。住民の健康診査を長期にわたって続けるべきであろう。奥山に、大型家電などの不法投棄があった。六価クロムなどが混入した産業廃棄物などの不法投棄があったのではないかと。

また、答弁はいりませんが、次のような意見もありました。宮城県では、2022年から水道事業の民営化が始まった。今回の教訓から、効率を優先する民営化はすべきではない。大台地区のほかに、市の上水道施設とは接続されていない飲料水供給施設が多くあるが、それらは適正であると思われるが、再点検する必要があると。六価クロム検出は、何らかの人為的な行為が遠因の可能性もあると議会全員協議会のレポートにありましたが、捜査機関に告訴もあるのかどうか。職場の管理職や一般職員間がガラス張りであるべきだ。業務が多忙のせい、職員間でコミュニケーション不足になっている。適切な異動は必要と思われるが、課長職でも1年などの短期間の異動がある。仕事に慣れるのに大変であるなどいろいろな意見がありました。

これらの意見を参考にして、再発防止に万全を尽くしてもらいたいと思いますが、市当局の見解を求めるものであります。

2、農業従事者の減少、高齢化の現状、新規就農者対策を。

食料・農業・農村基本法改正案が国会で審議されています。農村の現場では、農業従事者の平均年齢が68.4歳、あと10年で日本の農業地域の農業・農村が崩壊しかねない状況に陥っており、今もコスト高で離農・廃業が加速しています。改正案は、世界情勢の悪化と国内農業の疲弊を踏まえ、今後の生産を強化し、食料自給率を高め、国民の命と食を守れる国にすることを打ち出すと考えられていました。

しかし、改正案には食料自給率の言葉すらなく、なぜ自給率向上が必要で、そのための抜本的な政策は何か書かれていません。現行の農業支援では農業の衰退が止まっていなく、コスト上昇分が加味されない現行施策ではコスト高に役立たないと考えます。今、苦しむ農家を支える政策が提示されないまま、輸入先との関係強化や海外で農業生産を増やしても、不測の事態に物流が止まれば日本に食料が入ってこない状況が続きます。

有事の際にカロリーを取りやすい作物への転換増産命令など、平時に輸入に頼り、国内生産を支えないで、有事だけ作物を作れと言われても無理であり、普段からの自給率を高めておけば済むではありませんか。水田を水田として維持することが、有事の食料安全保障の要であり、地域コミュニティ、伝統文化も維持されることであります。

改正案では規模拡大や輸出促進、スマート農業、海外農業生産への投資などが盛り込まれていますが、農業の現場で苦しみながらも踏ん張っている農家所得の改善に直結する政策になっているかどうかであり、農業の担い手を支えて自給率を上げるために直接支払いなどの充実が一番追加されるべきであります。

今、国連家族農業の10年の真っ最中であり、この時期に改正される食料・農業・農村基本法にふさわしい、後継者を育てて家族農業が活躍し自給率を向上させる農政の転換が求められています。基本法改正案では果たして地域の農業が守られるのか、疑問であ

ります。

本市の基幹産業である農業について、農林業センサスから見た農業従事者の減少、高齢化の現状、新規就農者対策をどのように考えていますか、見解を求めます。

3、訪問介護の現状は。

政府は、3年に1度の介護報酬改定をこの4月から実施しました。一部は、6月からであります。基本報酬の2から3%の引き下げです。訪問介護は在宅介護の要であり、介護が必要になった初期から終末期までどの時点でも対応でき、生活がちょっと崩れ始めたという初期に週1回の生活援助、掃除・洗濯・調理・買い物などから始まって、終末期には1日数回の生活援助で入り、在宅でのみとりを支えています。

2012年には60分で区切られていた生活援助の基本サービスが45分に短縮され、介護報酬も引き下げられました。ヘルパーからは、45分では洗濯機を回しても干す時間がない、このような悲鳴が上がり、2018年には生活援助に利用回数制限が入ったのです。重大なのは2014年の法改正で、要支援1、2の人の訪問介護が保険給付から外され、自治体の総合事業に移行されました。総合事業で、簡易な研修で訪問介護が提供可能となり、報酬も低く設定されたのです。

政府は有償ボランティアを担い手に想定しましたが、人材確保は難しいようであり、結局、訪問介護事業所が低い単価で担い、事業所赤字の原因となっています。介護現場で人手不足感が高いのは訪問介護の場で、83.5%が不足を訴えており、今回の基本報酬引き下げで地域の訪問介護事業所がなくなれば、低所得の老々世帯あるいは独り暮らしの方たちが打ち捨てられることになるでしょう。

市内の訪問介護事業所は何か所ありますか。全国的に倒産や休廃業の事業所が2023年に約100か所もあり、本市の実態はいかがでしょうか。基本報酬の引き下げは、小規模・零細事業所は廃止、倒産に追い込まれることが危惧され、それによって低所得世帯などの方たちが利用できなくなるおそれがあります。

あわせて、市長の訪問介護の現状への認識と見解を求めます。

4、成年後見制度の取組について。

政府は、本年2月、認知症や障害などで判断能力が十分でない人をサポートする成年後見制度の見直しを法制審議会に諮問しました。高齢化社会を支える仕組みとして、介護保険制度とともに2000年に始まったのです。2025年の認知症高齢者の推計は約700万人、これに対して成年後見制度の利用者は2022年末で24万5,000人です。後見人になると、利用者本人の判断能力が回復しない限りやめられず、交代もできません。審議会では、期間制の導入、柔軟な交代ルールを検討しているようでもあります。

市区町村が担い手として注目をしているのが市民後見人で、同じ市区の住民が研修を受け、後見人になり、福祉サービスの契約や財産管理をします。後見人には弁護士や司法書士が就くことが多いのですが、厚労省は地域住民による市民後見人の育成、利用者の窓口となって家庭裁判所などで関連機関同士の調整役を、中核機関の市区町村への設置を促進しようとしています。

市当局で把握している成年後見制度の利用者は何人でしょうか。今年度の当初予算に成年後見制度の利用を促進する事業費が計上されていますが、これまで具体的にどのような取組が行われていますか、答弁を求めます。

5、相続土地国庫帰属制度の周知を。

相続した土地を登記する手続が本年4月から義務化されましたが、登記の名義を変えても、管理や売却ができずに処分に困る場合が想定されます。昨年から相続土地国庫帰属制度が始まり、条件を満たせば不要な土地を処分できるようになりました。

土地を相続しても、遠くに住んで利用する予定がない、管理が必要だけど負担が大きいなどの理由で、土地を手放したいという要望が高まっています。こうした状況を踏まえ、土地が管理できないまま放置されることで、将来、所有者不明土地が発生することを予防するために制定されました。

無条件で国に引き取ってもらえるというわけではなく、申請できない土地や申請しても承認されない土地もあります。他人との権利関係が問題となる土地や、その土地を引き取ることによって国が過大な負担を負わされるような土地は引き取ってもらえません。

メリットは、不要な土地を手放すことができる、農地や山林も引き取ってもらえる、引取り先を自力で探す必要がない、引取り先が国であり信頼できる、条件さえ満たせば引き取ってもらえるなどがあり、デメリットとしては申請手数料、審査が通った場合には負担金の納付が必要、書類作成を専門家に依頼する場合は手数料など費用がかかる、国による審査や引渡しまでに時間がかかるなどがあります。書類などの申請後、法務担当者による審査と実地調査があり、申請が通ると承認通知、負担金通知が発生します。

单身や身寄りのない高齢者が増えている現状からも、同制度の周知・啓発を徹底すべきであろうかと思われます。市長の見解と対策を求めます。

6、ゼロゼロ融資返済・中小企業の実態は。

ゼロゼロ融資は、政府が中小企業への資金繰り支援として導入し、2020年3月から開始され、金融機関に都道府県が利子を補給し、信用保証協会が元本を保証することで実質無利子無担保で融資する仕組みであり、返済の据置期間は最大3年です。

昨年の全国企業倒産件数は、前年比35%増の8,690件。前年比では、31年ぶりの大幅増加です。そのうち、ゼロゼロ融資を受けた後に倒産した企業は631件で、前年の1.4倍に増加しました。ゼロゼロ融資後の倒産が初めて発生した2020年の7月から3年半の累計は、1,216件に達しているのです。東京商工リサーチは、2024年4月にゼロゼロ融資の民間返済がピークを迎え、資金繰りが一段と厳しくなる金業も増えると思われるだけに、2024年の倒産は1万件的壁を超える可能性も出てきたと警告しています。

中小企業は、2023年1月からゼロゼロ融資の返済負担を軽減する借換え保証制度を始めましたが、ハードルが高いようです。使いやすい制度や、小規模事業者の債務の減免などに国の支援が期待されます。雇用や地域経済の重要な支え手でもある中小企業・零細企業を守り、育てる取組が必要であります。コロナ禍に続く原材料・燃料等の高騰に多くの中小企業が苦しんでおり、コロナ禍で実施され、ゼロゼロ融資などの返済を求められる時期が昨年に引き続き、今年本格化し、倒産する中小企業が増加しており、対策が急務であります。

市内の実態は、どのように推移していますか。担当課などへの相談などありませんか。中小企業を守る支援の強化が必要と考えますが、市長はどのように認識していますか。答弁を求めます。

以上であります。

【4番（佐々木隆一議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、東由利地域大台の不適正事案についてにお答えいたします。

このたびの不適正事案につきましては、先月14日の市議会全員協議会にて御報告させていただきましたとおり、職員の規範意識や責任感の欠如などを背景としたもので、大台地区住民の皆様をはじめ、市民の皆様にも多大な御心配と御迷惑をおかけいたしましたことに深くお詫びを申し上げます。

今年2月に大台飲料水供給施設の水質検査結果の不適正な事務処理の発覚後、本来であれば、六価クロム化合物の危険性を認識し、迅速に飲料水の供給停止などの適切な対応を取った上で、庁内全体で情報共有を図るべきでありましたが、原因究明を優先するあまり、その後、さらに2か月間にわたり六価クロム化合物の基準値を超えた飲料水を供給してしまったことについては、猛省するとともに再発防止に向け、庁内を挙げて全力で取り組んでまいり所存であります。

現在、応急対応として他地区の安全な水道水を給水車で運搬し、配水池への補給作業を行っているところでありますが、冬期間は配水池までの安全な運搬や仮設配管の凍結が懸念されるため、給水車による補給作業から災害時や浄水場改修時に全国的に利用実績のある浄水装置による給水案について、さきに議員の皆様にお示ししたところであります。

このたび大台地区住民の皆様と同装置の浄水方法等について説明をしたところ、その運用について御理解をいただいたことから、議会開会日の諸般の報告でも申し上げましたとおり、今後必要な予算措置を行い、当面は浄水装置をレンタルし、安全な飲料水の給水に切り替えてまいりたいと考えております。

佐々木議員からは、行政改革により職員が減らされ、以前と比べ、業務が多岐にわたったことが要因の一つではないかとの御指摘をいただいておりますが、業務のアウトソーシングや事務のデジタル化を図るなど職員に対する業務負担の軽減を推進しているほか、建設部と企業局の職員数については、その時々課題を考慮した適切な人員配置を行っているところであり、直接の原因とは考えておりません。

六価クロムが水源付近に故意に捨てられたかどうか、また、六価クロムなどが混入した産業廃棄物などの不法投棄などがあったのではないかとにつきましては、これまでそのような事実について承知しておらず、さらにこの4月に、大台地区において市職員並びに環境監視員による不法投棄パトロールを実施した結果でも、六価クロム検出に結びつくような不法投棄は確認できませんでした。また、5月には飲料水供給施設の上流側に位置する人工物周辺、牧草地及び地山など7地点の土壌並びに2地点のため池の水について調査いたしましたが、いずれにおいても六価クロムは検出されておられません。現時点では水道水から六価クロム検出に至った原因を特定できておりませんが、引き続き、必要な調査を行ってまいります。

住民の健康面での対応につきましては、対象となる26名の方の健康相談を行い、健康

診査等の受診希望がありました21名のうち、6名の方が5月末時点で既に受診を終えておりますが、それ以外の対象の方についても早急に受診していただけるよう、医療機関と日程調整を進めております。また、大台地区の水道を利用したことのある住民の御家族等から新たに健康診査等の受診希望が寄せられましたので、住民の方と同様に対応してまいります。来年度以降の健康診査等の実施につきましても、継続して健康相談を行い、健康診査等の受診意向を確認しながら、状況を踏まえて対応してまいります。

今後も、引き続き大台地区の住民の皆様に丁寧な説明を行い、不安や心配を少しでも解消できるよう、あらゆる手立てを講じ、真摯に対応してまいります。

次に、2、農業従事者の減少、高齢化の現状、新規就農者対策をについてお答えいたします。

将来の農政の進むべき方向性を示す改正食料・農業・農村基本法につきましては、去る5月29日に参議院で可決、成立しておりますが、基本法に掲げる食料安全保障の確保や環境と調和の取れた食料システムの確立など、基本理念に基づく具体的な政策立案の動向と併せて、食料の安定供給やスマート技術の活用促進に向けた関連法案の審議の状況等について、今後の推移を注視してまいります。

本市農業の今後の方向性のベースとなるデータについては、2020年農林業センサスでは本市の基幹的農業従事者数が3,510人、平均年齢は69歳と、2015年と比べ、従事者数では766人減少し、平均年齢では1歳上がるなど少子高齢化が進む中、今後もその傾向は続いていくものと捉えております。

市では、農業者の高齢化が進み、担い手が減少する中であって、地域の特性や実情に応じた将来の地域農業の姿を定めることを目的に、今後、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくのかという視点に立ちながら、これまでの人・農地プランに代わる、より実効性の高い地域計画の策定に向け、地域での話し合いを進めているほか、就農者対策についても国の新規就農者育成総合対策事業、県や農協による農業研修制度の活用により、新規就農者の確保に努めているところであります。

市といたしましては、引き続き、食料・農業・農村基本法改正に関する情報収集に努めるとともに、今後も関係機関と連携し、地域の実情を踏まえながら課題の解決を図りつつ、農地の受け手となる多様な担い手の確保・育成にも取り組むなど必要な支援を行ってまいります。

次に、3、訪問介護の現状はについてお答えいたします。

市内の訪問介護事業所は本年4月末日現在で14か所であり、その全てが訪問介護以外の事業を併せて運営していることから、このたびの介護報酬改定による運営への影響は限定的であるものと考えております。また、令和5年7月に開所した訪問介護事業所1か所が、想定よりも利用者が少ないことを理由として本年4月に事業を廃止しておりますが、介護報酬の減額改定に起因した休廃止ではないことを確認しております。

全国的に介護事業所の経営悪化が懸念されておりますが、市としては法人指導監査などを通して事業所の運営状況を確認し、適切な助言をするほか、昨今、顕在化している介護人材の不足の解消につながる、介護報酬における処遇改善加算の適用手続を支援するとともに、県が実施する介護現場のICT導入支援補助事業について、積極的に取り組んでいただけるよう周知してまいります。

また、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、高齢者一人一人の置かれた環境や身体状況などを的確に把握し、必要とされる介護サービスを確実に提供してまいります。

次に、4、成年後見制度の取組についてにお答えいたします。

本市の成年後見制度の利用者数につきましては、昨年7月末現在、後見が170人、保佐が8人、補助が3人の合計181人となっております。市では制度の利用促進のための支援を行っており、昨年度までの過去5年の実績は、親族等がない場合の市長申立て4名、申立てに要する費用助成4名、後見人等に支払う報酬助成が延べ7名であります。高齢化の進行等により今後はさらに支援を要する方の増加が見込まれます。

そのため、今年度から有資格者を配置した権利擁護支援の中核機関としての権利擁護センターを設置し、申立て処理のスキルアップやスピードアップを図るとともに、広報等による周知を行い、支援の充実を図ることとしております。今年度は、既に2名の市長申立てを行っているほか、新たに3名から相談をいただいているところであります。

なお、市民後見人の育成につきましては、養成講座等による研修が必要であることから、先進市などを参考に研究してまいります。

次に、5、相続土地国庫帰属制度の周知をについてにお答えいたします。

年々増加している所有者不明土地については、全国で九州を超える広さがあるとも言われており、国ではその発生を抑制するため、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律を制定し、令和5年4月27日から相続した土地を国が引き取る相続土地国庫帰属制度が始まっております。

本市の土地に係る本制度の活用状況については、秋田地方法務局にこれまで4件の申請があり、法務局から本市に対し、承認に必要な土地の固定資産課税台帳の所在地番・地目・地積などに関する情報の提供を依頼され、必要な情報提供を行っているところであります。

本制度は所有者不明土地の発生を予防する上で効果的ではあるものの、制度が十分周知しきれていない中、建物が存在しないこと、境界が明確であること、担保権や使用収益権が設定されていないことなど、対象となる土地に一定の要件があるほか、原則として20万円の負担金が必要なことなども高いハードルになっていると伺っております。

これまでこの制度については、庁内でのポスターの掲示や納税義務者が死亡した際の窓口手続の際に周知しているところでありますが、今後とも相談があった場合には、法務局につなげるなど適切に対応してまいります。

次に、6、ゼロゼロ融資返済・中小企業の実態はについてにお答えいたします。

昨年5月に新型コロナウイルスが感染症法の5類に移行されてから1年経過し、徐々に日常が戻りつつある状況にありますが、ウクライナ危機に端を発したエネルギーコストの上昇に加え、近年まれに見る円安により材料費等の高騰が続いていることから、地域経済に絶えず気を配り、その動向を注視する必要があると考えております。

市内中小企業の状況については、普段から由利本荘市商工会と連絡を密に取り、情報の共有を図っているほか、市の制度融資の申請状況や金融機関、本荘公共職業安定所への聞き取りなど、情勢の把握に努めているところであります。

御質問のいわゆるゼロゼロ融資の返済状況につきましては、秋田県信用保証協会本荘

支所からの聞き取りによりますと、現時点で返済が負担となり、事業が継続できないなどの深刻な問題が生じている事象はないと伺っており、また、市担当課への相談も受けていない状況であります。

ゼロゼロ融資については、当初3年間の無利子期間が終了した後、利息の支払い開始により負担が増加することが課題として指摘されておりましたが、その対応策として、県が伴走支援型特別保証、ウイズ・アフターコロナ枠を利用した借換えを制度化したほか、本市独自の施策としては当初融資額の2,000万円までの部分に対する利子を全額補給する支援制度を用意し、市内事業者の負担軽減を図っているところであります。その実績といたしましては、令和5年度の利子補給実績については440件、総額にして1,600万円余りとなっており、今後、利子補給を令和12年度まで継続し、ゼロゼロ融資を受けた方へ切れ目のない支援を行うこととしております。

今後も、支援機関や金融機関などとの連携を深めながら、ゼロゼロ融資への対応を含め、企業のニーズに即した事業継続に有効となる施策の充実強化に努めてまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん、再質問ありませんか。

○4番（佐々木隆一） 1番の東由利地域大台の不適正事案についてであります。これは議会全員協議会のレポートにもありました。私も常々思っていますが、職場の中で市長以下、皆さんの信頼関係がもっと構築されていれば、こういう事案は防げたのではないかなという感じがしてなりません。

そういうことも含めて、これは大分以前のことでありますが、職員から直接お聞きしたのは、ある幹部職員が会議で職員をかなり叱責したと。会議が終わった後、その職員は出る途端卒倒したという話も職員の皆さんからお聞きしています。かなりの強力な指導の下に叱責されたものかと思います。

これは1つの例ですが、人事のこともいろいろ前はありました。そういうものが遠因かどうかは分かりませんが、いずれにしろ信頼感を醸成していただきたい。このことで、市長からいま一度の決意をお願いしたい。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの佐々木隆一議員の再質問にお答えいたします。

今回の事案について、本当に大変申し訳ないというふうに思っているところであります。原因については、様々なことが考えられるわけでありまして。議会全員協議会の中でも何度かお話しさせていただいたように、風通しのいい職場という表現をさせていただいておりますが、いろんなことについて気軽に話ができるような風通しのいい職場が目指すべき姿であると思っておりますし、そういうことがしっかりなっていると、こうしたことも防ぐことができたと思っています。

そういったことも含めて、職場の在り方、お話の中の人事異動等々、考えないといけないことは多々ありますけども、本当に二度とこんなことが起きないようにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 関係者や職員の皆さんからお聞きしましたが、六価クロムの原因が分からないと言うんですよ。レポートにも、今の答弁にもありますが。ただ、原因が

あってやっぱり結果があるわけですから、そこは徹底的に究明していただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 今のところ原因を特定できていないという先ほどの答弁のとおりであります。今後も原因究明については適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） いろいろとこの件ではまだまだありますが、原因の徹底した究明をしていただいて、職場の中で信頼感を醸成して、今の市長の答弁にありますように、ひとつガラス張りの空気の通しやすい職場にしていきたいと思います。

次、2番、農業従事者の減少、高齢化の現状、新規就農者対策をの件であります。いわゆる食料・農業・農村基本法のことであります。お話ししたいことがいっぱいありますが、2020年の農林業センサスで就農者の平均年齢が69歳、766人減になっているようであります。

国の一貫した政策によるものでしょうが、私以前に農林業センサスの数値を合併後ずっと比べたんです。ほぼ大体半減になっているんです。これは恐ろしいことだと記憶しております。平均が69歳ですから国のほぼ平均の就農年齢になるんでしょうが、10年後一体どうなるかというのは、私自身のことも含めて非常に心配になるわけです。

ここの第1次産業の基幹産業が、農林畜産とか含めた農業であります。ですから、国のこういう政策に振り回される地方は、非常に難儀しているのが見えます。しかしながら、やっぱりやることをやっていかなきゃなりませんので、ぜひとも、農業者への現状を鑑みて今やれる政策を最大限やって、所得補償まで持っていけるかどうか分かりませんが、やっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問であります。先ほど答弁したところもありますし、問題意識は、佐々木隆一議員と私も同様のものを持っているところであります。

詳細については、産業振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 佐々木隆一議員の再質問にお答えいたします。

市内の農業従事者の平均年齢が69歳で、10年後がどうなるのかといった御心配をされているのは、市長はじめ、我々も同じ感覚でございます。

こういったこともありまして、議員御承知のとおり、人・農地プランに代わる地域計画、この田んぼを10年後は誰が作っていくのか、誰が担っていくのかというふうなところを各地域に出向いて、今、話し合いを行っているところでございます。この地域計画につきましては、原則、今年度中に策定するといったことになっておりますので、その話し合いの中でどういった課題があるのかということも踏まえまして、農家皆さんの御意見も聞きながら策定に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 今、お答えいただきましたが、こういう農業の情勢でありますから当然と言えば当然でしょうが、就農者がどんどん減少していなくなるということで、

農協が合併する、農協の力が非常に弱まっているというようなところです。私も現場でいろいろやっているわけですが、農業者の集まりがほとんどないんです。西目地域であれば、まめにやっているのは認定農業者くらいのもんです。

これは、今後ともまめにやっていただきたいと常々思っていますが、いかがですか。

○議長（長沼久利） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） なかなか地域の集まり、話す機会がないというふうなところでございますが、先ほどと同じような答弁になってしまうかもしれませんが、今、こういったせっかくの機会、地域計画の策定の話合いの中でそういったことについても話したいと思います。それから農協の力が弱まっていると、就農する人がいないという御質問もありましたが、こちらにつきましても、市長の答弁にもありましたが、農協の研修制度を若手が結構活用していただいているというところもございます。

そういったところから、最近では若手の新規農業者も若干ではございますが、増えている傾向にあるのかなという認識もございます。また、若手だけではなくて、ミドル就農、50歳代の新規就農者も現れているというところで、成果は少しずつ表れているという認識でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 私は、冒頭に人口減少率のことをお話ししましたが、この地域の産業である稲作を基幹とした農業の衰退が、一番この人口減少を加速されているのではないかと常々思っています。

国の大きい政策の下、市でやれることは決まってくるでしょうが、その中でもぜひとも、地域の基幹産業であります農業を大事にしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、訪問介護の現状は……。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん、項目番号、項目名、明確にお願いします。4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 3番、訪問介護の現状はということでの質問でありましたが、市内では1か所のみの廃止ということでありました。全国的に質問の前文の中でお話も紹介しました。ただ、4月から始まったわけでありますから、今後やはり厳しい状況に置かれるのが出てくるんじゃないかという感じがします。

全国的な例であります。70代、80代のヘルパーが現場で頑張っているというんです。80代で紙おむつをした方がヘルパーで頑張って、まさに老々介護ということで、この部分が現在も含めて、非常に人材が不足してくることが予想されます。

いろいろと今後、非常に厳しいことになると思うんです。ですから、現場の影響がどのようなことになっているかという状況をぜひとも、担当部署と関係機関が認識を共有してやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 私も同様の問題意識は持っておりますので、先ほども答弁したとおりであります。いろんな機関とともに連携して対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） よろしくお願ひします。

4の成年後見制度の取組についてであります。今年度からいろいろ予算化しているわけですが、今後、非常に増えてくると思うんです。御覧のとおり、高齢世帯含めて、これはこの後の質問のほうにも関連することではありますが、ぜひとも認知症なんかも増えているような状況でありますので、認知症や知的障害の人の意思が反映されて、不安のない生活を送れるように制度の見直しをすることが必要であります。どんどん増えてくることに職員が対応しきれんのかどうかということも含めてお聞きします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） これも同じ問題意識は持っています。昨今、例えば、認知症の方に対して高額なものを売りつけるという表現がいいのか、そういった事案というのも全国的に多々増えているということもあります。

こういった制度は今までもありましたけれども、やはり利用するにはかなりハードルが高いということもあつたり、家庭裁判所とのいろんなやり取りも御本人がやるというのはかなり厳しいということも多々あつて、今回、権利擁護センターということについても予算化をさせていただいたという背景もあります。

佐々木隆一議員が御指摘のとおり、今後、増えていく可能性があるだろうと考えておるところであります。

詳細については、健康福祉部長から答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、市の組織といたしまして権利擁護センターを4月からスタートさせてございます。こちらのほうに、社会福祉士を2名配置してございます。そのうち1名につきましては会計年度任用職員でございますが、以前、障害者施設にお勤めの方でありまして、成年後見制度の経験がかなりある方でございます。もう1人の正職員につきましては地域包括支援センターに以前所属していた職員でございまして、こちらも成年後見制度に精通した職員でございます。この2人を先頭に、担当のところもう4名ほど職員がございまして、全体でスキルアップを図りながら、いろんな成年後見、権利擁護に関わる相談に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

また、先ほど来お話がありましたが、やはり後見人の成り手不足という佐々木議員の御質問にありましたが、市民後見人の辺りについても、これから情報収集しながら、しっかりと努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひします。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 私も、市民後見人制度というのが非常にこれから必要になってくるんじゃないかという感じがしますので、社協と連携ということになるのか分かりませんが、ぜひその付近とも連携を取ってやっていただきたいと思います。

続いて、5、相続土地国庫帰属制度の周知をの件です。

秋田地方法務局で、由利本荘市分で4件。負担が20万円というのは、国庫に納める負担が20万円ということかと思われますが、いかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 企画振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、20万円の負担金は国庫に納める負担金になります。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 実は、この国庫負担金のほかに見積りすれば、これは民間であります。数十万円、10万円、20万円、30万円といろいろな経費がかかると、負担金が生じるということで、調べていったら非常に名前はいいののですが、ハードルが高いようです。

ただ、いずれにせよ今日の一般質問の項目にもありましたし、以前から懸念されています。いわゆる空き家等も含めた建物があつた場合は、この制度は利用できませんが、更地でいわゆる障害物が何もなくということで国庫に負担する、さらに業者に見積りすれば、またお金がかかるということで、非常にハードルが高いようですが、いずれ増えてきます。

市長がおっしゃいました九州ほどの広さの相続不明土地があるということで、この秋田の地も残念ながらいろいろな分野でワースト記録が並んでいるわけですから、増えてくると思います。前の項目での再質問に悪質というような言葉で市長が答弁されましたが、成年後見制度でも相続土地国庫帰属制度の件でも、やっぱり悪質な業者が出てくる可能性もあるんです。

ですから、その付近十分に、こういうことも含めて市民に周知徹底していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） そうした御指摘も考えながら、対応してまいります。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） よろしく願います。

6番、ゼロゼロ融資返済・中小企業の実態はということで。

現在のところ、本市内ではゼロ件ということでありました。私の質問の中で述べましたが、全国的には非常に倒産・廃業が増えてきているという状況であります。

今後、やはり返済がずっと入ってきます。コロナ、それから不況等、円安、いろいろ大きな影響が出てくるかと思われますので、いろんな中小企業が支えている地域経済でありますから、ぜひともそういう皆さんに心を寄せて相談活動などをやっていただきたい。質問ではありませんが、このことを申し上げたいと思っています。

これで質問は終わるわけですが、私の質問は節目の60回であります。その一つ一つでいろいろ市長や皆さんから御協力いただいたこと、誠実に答弁していただいたことに感謝を申し上げつつ、質問を終わります。

○議長（長沼久利） 以上で、4番佐々木隆一さんの一般質問を終了いたします。

○議長（長沼久利） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

週明け10日、午前9時30分より引き続き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3 時 3 1 分 散 会